都市再生整備計画（案）

草薙駅周辺地区（第4期）

静岡県　静岡市

令和7年3月

事業名	確認
都市構造再編集中支援事業	■
都市再生整備計画事業（社会資本整備総合交付金）	□
都市再生整備計画事業（防災・安全交付金）	□
まちなかウォーカブル推進事業	■

都市再生整備計画の目標及び計画期間

様式（1）-②

都道府県名	静岡県	市町村名	静岡市（しずおかし）	地区名	草薙駅周辺地区（くさなぎえきしゅうへん）	面積	78.8 ha

計画期間	令和 7 年度 ～ 令和 11 年度	交付期間	令和 7 年度 ～ 令和 11 年度

目標

大目標：草薙駅周辺の安全で快適な歩きたくなる環境づくりによるまちの魅力向上
目標１：駅周辺が安全で快適に利用できる環境の形成
目標２：駅周辺の回遊したくなる環境の形成

目標設定の根拠

都市全体の再編方針（都市機能の拡散防止のための公的不動産の活用の考え方を含む、当該都市全体の都市構造の再編を図るための方針）

本市では、平成15年４月の旧清水市との合併以後、東西に広大な市域を背景に、西部に位置する静岡駅周辺を「歴史文化拠点」、東部に位置する清水駅周辺を「海洋文化拠点」、その中間に位置する東静岡駅・草薙駅周辺を「教育文化拠点」に位置づけ、それぞれの地域性に配慮したまちづくりに取り組んでいる。

「第4次総合計画（令和6年3月）」では、都市・交通分野の目標として、JR草薙駅周辺における居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成や地域における賑わい創出、活発な交流の創出を目指している。また、「立地適正化計画（令和6年3月改定版）」では、草薙地区を『地域拠点』に位置づけ、地域サービスを主とする商業・業務機能等の集積を図るべく、駅周辺への子育て支援センターや大学、専修学校、図書館などの立地誘導を目指している。

現在、草薙駅周辺では、南北の駅前広場をはじめとするハード整備が着実に進められているほか、地域のエリアマネジメント組織として、「（一社）草薙カルテッド」が平成29年２月に設立され、全国に先駆けた産学民官連携のまちづくりを推進している。一方で、古くからの商店街や住宅団地では、高齢化や空洞化が顕著であり、駅周辺の賑わいや活力が低下しているのほか、居住地周辺における生活サービス機能の不足が問題となっている。また、南口に静岡県立大学、北口に常葉大学、静岡サレジオ等の教育施設が立地しているものの、学生等がまちなかで交流・滞留できる場や空間が不足しており、地域の貴重な資源や資産を活かしきれていない状況にある。

このため、草薙駅周辺における公共空間や民有地の有効活用を図り、地域住民や学生、来街者等で賑わう駅前環境づくりに取り組むほか、都市機能の拡散防止や公共・公益サービス機能維持に努め、草薙駅周辺のエリアの再生、魅力・価値の向上を図ることを目指す。

まちづくりの経緯及び現況

・草薙地区は、静岡都心、清水都心の中間に位置し、JR線と静岡鉄道の2線が利用できる交通至便な市街地である。
・JR新幹線・在来線以南は、静清地区土地区画整理事業（県施工、S40～H5、132.1ha)によって計画的な基盤整備され、後背丘陵地の豊かな自然環境等も背景として、市内有数の優良な住宅地と、静岡県立大学、県立美術館・図書館の立地による「文教地区」が形成されてきた。
・近年、常葉大学の開学などの民間投資により、まちを取り巻く環境が大きく変化してきたことから、新たなまちづくりの動きとして、産民官学の連携によるまちづくりを推進し、平成29年２月に地元のまちづくり組織として「一般社団法人 草薙カルテッド」を設立した。
・平成28年３月の草薙駅南口再開発ビル、静岡銀行本部の竣工を皮切りに、平成28年９月にJR草薙駅橋上駅舎・南北自由通路が開通したほか、平成30年９月にJR草薙駅北口広場、令和元年８月にJR草薙駅南口広場、令和4年4月にJR草薙駅北口駐輪場の整備が完了するなど、草薙駅周辺のハード整備が進められている。
・さらに、平成30年６月に草薙カルテッドが県内初の「都市再生推進法人」に指定され、令和元年７月に「都市利便増進協定」を締結し、公共空間を活用したにぎわいづくりを実践しているほか、令和6年３月に「有度/草薙みらいビジョン-2034-」を策定し、地域を主体としたまちづくりの機運の高まりがみられている。

課題

【草薙駅周辺の”安全な環境”づくり】
・JR草薙駅北口の開設に合わせ、平成30年４月に常葉大学草薙キャンパスが開校したことなどから、朝夕の通勤通学時間帯等において、駅北口の利用者の集中・混雑化が発生しているため、地域住民や学生等が安全・快適に歩くことができる空間の創出（中之郷9号線）が必要である。
・草薙駅南口メインストリートと南幹線の交差点は、コの字型の横断歩道や地下道を使って横断する必要があり、車いすやベビーカーにとっても使いづらく、かつ地下道が暗く危険であるため、誰もが安全・快適に移動できる環境が必要である。
【草薙駅周辺の”居心地がよく、歩きたくなる環境”づくり】
・草薙地区は、JR線と静岡鉄道の2線が利用できる交通至便な地区であり、地域住民や学生等の来街者が多く利用する環境下にあるが、駅周辺や大学周辺での滞留や交流がなく、まちの賑わいが感じられない。さらに、駅南側に立地する三角緑地は、周囲を道路に囲まれアクセスしづらい環境にあり、有効な利活用がされていないため、地域住民や学生等が居心地が良く歩きたくなる（歩いて過ごせる）環境づくりが必要である。
・東海道新幹線高架下は違法駐輪が発生しており、有効な土地活用がされておらず、良好な都市空間の形成がされていないため、地域のニーズに応じた利活用方策を検討しながら、賑わいのある空間の形成が必要である。

将来ビジョン（中長期）

【静岡市都市計画マスタープラン（平成28年3月改訂）】
・清水区の骨格を形成する拠点（地域拠点）として「草薙駅周辺地区」を位置づけ、既存の文教施設等を活かした、高度な文化・レクリエーション機能を維持していくとともに、地区周辺の住宅及び商業と一体となった拠点形成を目指す。
【くさなぎ景観デザインブック（平成28年3月策定）】
・草薙地区の景観形成の目標として『まち全体がみんなの庭“くさなぎ緑の庭”』を示している。
【有度/草薙未来ビジョン-2034-（令和6年3月策定）】
・「すべてが心躍るまち」をまちの将来像とし、まちづくりの方針として「自然豊かでにぎわいがあるまち」、「伝統文化が続き、進化するまち」、「学びや想像が生まれるまち」、「誰もが心身ともに幸せなまち」、「互いに支え合い、安全に心地よく暮らせるまち」を掲げている。

都市構造再編集中支援事業の計画

都市機能配置の考え方

・草薙駅周辺への誘導施設として、子育て支援センター、大学、専修学校、図書館等の教育・文化機能の充実を図る。また、立地想定施設として、買回り品専門店、量販店、最寄り品総合スーパー等の充実を図る。
・草薙エリア外縁部の住宅団地等においては、日常生活を支えるサービス機能、地域コミュニティの維持・増進の強化を図る。

都市再生整備計画の目標を達成するうえで必要な誘導施設の考え方　※誘導施設を整備する場合に記載すること。それ以外の場合は本欄を削除すること。

・草薙駅周辺において、「都市利便増進協定」の活用を前提とした公共空間や民有地を活用し、オープンカフェの設置やイベントの開催など商業機能や交流機能の導入を図る。

都市の再生のために必要となるその他の交付対象事業等

【道路】
・中之郷9号線歩道整備事業：歩行者が安全かつ快適に通行できる空間形成を図る。
・南幹線平面横断化事業：歩行者が安全かつ快適に通行できる空間形成を図る。
【高質空間形成施設】
・南口メインストリート整備事業：歩行者が安全かつ快適に回遊・滞留できるにぎわいや憩いのある空間形成を図る。
【公園】
・三角緑地リニューアル事業：草薙駅前と一体的に回遊でき、にぎわいや憩いのある空間形成を図る。
【滞在環境整備事業】
・新幹線高架下活用事業：駅直近エリアとしてのにぎわいある空間形成を図る。

一体型滞在快適性等向上事業及びまちなかウォーカブル推進事業の計画

滞在快適性等向上区域の考え方

JR草薙駅や常葉大学、静岡県立大学、静岡県立美術館、草薙神社などの公共公益施設へ向う駅から約1kmを目安とする範囲を、地形地物や地番境界を踏まえて設定。

滞在快適性等向上区域での取組

南口メインストリートにおいて、道路空間の再編やベンチ等の整備により、居心地の良い商店街環境を創出する。
三角緑地において、園路や休憩施設の整備、出入口の整備により、草薙駅や周辺施設と回遊できる空間を創出する。
新幹線高架下において、にぎわいを創出するための社会実験や整備により、周辺の施設と併せてにぎわいや憩いのある空間を創出する。

目標を定量化する指標

指　標	単　位	定　義	目標と指標及び目標値の関連性	従前値	基準年度	目標値	目標年度
駅北口周辺が歩きやすいと感じる割合	%	地区住民を対象としたアンケート調査結果より、駅北口について、「通勤通学時間帯に快適に利用でき、通学する学生が安全・安心に過ごせる環境となっている」と感じる（とても思う、そう思うの合計）人の割合	駅北口の利用環境の改善（歩道の整備等）による、駅利用の安全性・快適性に対する指標	44.5%	R6年度	51.0%	R11年度
駅南口周辺の公共空間を活用したまちづくりが進められ、居心地が良いと感じる割合	%	地区住民を対象としたアンケート調査結果より、駅南口について、「多くの利用があり、まちの賑わいや活力を感じる」（とても思う、そう思う）人の割合	駅南口の駅前広場や公共空間を活用したまちの賑わいづくり（滞留・交流空間の創出、まちづくりイベントの開催等）による、地域住民や来街者の歩きやすさ、居心地の良さに対する指標	42.3%	R6年度	50.0%	R11年度
草薙駅周辺における平均滞在人口	人／日	JR草薙駅から半径500m圏内における1日あたりの平均滞在人口	駅前広場や公共空間、新幹線高架下を活用したまちの賑わいづくり（滞留・交流空間の創出、まちづくりイベントの開催等）や中之郷9号線の歩道整備、南口メインストリートにおける休憩施設、南幹線との交差点の平面横断化による、歩きやすさ、居心地の良さに対する定量的な指標	38,000人／日	R6年度	39,200人／日	R11年度

都市再生整備計画の整備方針等

様式（1）-③

計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
【整備方針1：駅周辺が安全で快適に利用できる環境の形成】 ・地域住民や学生等の利用者が安全に移動でき、かつ高架下を有効活用しまちの魅力や賑わいづくりに寄与する駅前環境の整備に取り組む	【基幹事業】 道路事業：市道中之郷9号線歩道整備事業 道路事業：南幹線平面横断化事業 【提案事業】 事業活用調査：事業効果分析
【整備方針2：駅周辺の回遊したくなる環境の形成】 ・駅周辺において、地域住民や学生等が歩きやすく、回遊したくなる環境の整備に取り組む。	【基幹事業】 滞在環境整備事業：新幹線高架下活用事業 道路・高質空間形成施設事業：南口メインストリート整備事業 道路・公園整備事業：三角緑地リニューアル事業 【提案事業】 事業活用調査：事業効果分析

その他

大目標：草薙駅周辺の安全で快適な歩きたくなる環境づくりによるまちの魅力向上
　目標1：駅周辺が安全で快適に利用できる環境の形成
　目標2：駅周辺の回遊したくなる環境の形成

【官民連携事業】
・まちづくり活動推進事業（まちづくり活動支援事業）として、「道路占用許可特例」や「都市利便増進協定」を活用

【重点的に取り組むテーマ】
・市道中之郷9号線歩道整備事業
・新幹線高架下活用事業
・南幹線平面横断化事業
・南口メインストリート整備事業
・三角緑地リニューアル事業

目標を達成するために必要な交付対象事業等に関する事項（都市構造再編集中支援事業）

様式（1）-④-1

交付対象事業費	434	交付限度額	217	国費率	0.5

（金額の単位は百万円）

基幹事業

事業	細項目	事業箇所名	事業主体	直／間	規模	（参考）事業期間 開始年度	（参考）事業期間 終了年度	交付期間内事業期間 開始年度	交付期間内事業期間 終了年度	（参考）全体事業費	交付期間内事業費	うち官負担分	うち民負担分	交付対象事業費	費用便益比 B／C
道路		市道中之郷9号線歩道整備事業	静岡市	直	L=225m、W=9m	R2	R9	R7	R9	415	375	375		375	－
道路		南幹線平面横断化事業	静岡市	直	W=20m	R7	R9	R7	R9	59	59	59		59	－
公園															
古都保存・緑地保全等事業															
河川															
下水道															
駐車場有効利用システム															
地域生活基盤施設															
高質空間形成施設															
高次都市施設	地域交流センター														
	観光交流センター														
	テレワーク拠点施設														
	賑わい・交流創出施設														
	子育て世代活動支援センター														
	複合交通センター														
誘導施設	医療施設														
	社会福祉施設														
	教育文化施設														
	子育て支援施設														
	元地の管理の適正化														
基幹的誘導施設															
既存建造物活用事業															
土地区画整理事業															
市街地再開発事業															
住宅街区整備事業															
バリアフリー環境整備事業															
優良建築物等整備事業															
住宅市街地総合整備事業															
街なみ環境整備事業															
住宅地区改良事業等															
都心共同住宅供給事業															
公営住宅等整備															
都市再生住宅等整備															
防災街区整備事業															
復興促進事業															
エリア価値向上整備事業															
こどもまんなかまちづくり事業															
合計										474	434	434	0	434	…A

都市再生整備計画全体のB/Cを算出する場合、記入

提案事業

事業	細項目	事業箇所名	事業主体	直／間	規模	（参考）事業期間 開始年度	（参考）事業期間 終了年度	交付期間内事業期間 開始年度	交付期間内事業期間 終了年度	（参考）全体事業費	交付期間内事業費	うち官負担分	うち民負担分	交付対象事業費
地域創造支援事業														
事業活用調査														
まちづくり活動推進事業														
合計										0	0	0	0	0 …B

居住誘導促進事業

事業	事業箇所名	事業主体	直／間		（参考）事業期間		交付期間内事業期間		（参考）全体事業費	交付期間内事業費	うち官負担分	うち民負担分	交付対象事業費	
					開始年度	終了年度	開始年度	終了年度						
居住誘導促進事業														
合計									0	0	0	0	0	…C
												合計(A+B+C)	434	

（参考）都市構造再編集中支援関連事業

事業	事業箇所名	事業主体	所管省庁名	規模	（いずれかに○）				事業期間		全体事業費
					直轄	補助	地方単独	民間単独	開始年度	終了年度	
合計											0

（参考）関連事業

事業	事業箇所名	事業主体	所管省庁名	規模	（いずれかに○）				事業期間		全体事業費
					直轄	補助	地方単独	民間	開始年度	終了年度	
まちなかウォーカブル推進事業	南口メインストリート整備事業（道路）	静岡市	国土交通省	L=170m、W=20m		○			R7	R11	406
まちなかウォーカブル推進事業	三角緑地リニューアル事業（道路）	静岡市	国土交通省	0.25ha		○			R9	R11	24
まちなかウォーカブル推進事業	三角緑地リニューアル事業（公園）	静岡市	国土交通省	0.25ha		○			R9	R11	24
まちなかウォーカブル推進事業	南口メインストリート整備事業（高質空間）	静岡市	国土交通省	L=170m、W=20m		○			R7	R11	305
まちなかウォーカブル推進事業	新幹線高架下活用事業（滞在環境）	静岡市	国土交通省	L=130m		○			R7	R8	20
合計											779

目標を達成するために必要な交付対象事業等に関する事項（まちなかウォーカブル推進事業）

様式（1）-④-4

交付対象事業費	743	交付限度額	372	国費率	0.5

（金額の単位は百万円）

基幹事業

事業	細項目	事業箇所名	事業主体	直／間	規模	（参考）事業期間 開始年度	（参考）事業期間 終了年度	交付期間内事業期間 開始年度	交付期間内事業期間 終了年度	（参考）全体事業費	交付期間内事業費	うち官負担分	うち民負担分	交付対象事業費	費用便益比 B／C
道路		南口メインストリート整備事業	静岡市	直	L=170m、W=20m	R3	R11	R7	R11	406	350	350		350	－
道路		三角緑地リニューアル事業	静岡市	直	0.25ha	R9	R11	R9	R11	24	24	24		24	－
公園		三角緑地リニューアル事業	静岡市	直	0.25ha	R9	R11	R9	R11	24	24	24		24	－
駐車場有効利用システム															
地域生活基盤施設															
高質空間形成施設		南口メインストリート整備事業	静岡市	直	L=170m、W=20m	R3	R11	R7	R11	305	305	305		305	－
既存建造物活用事業															
土地区画整理事業															
市街地再開発事業															
バリアフリー環境整備促進事業															
街なみ環境整備事業															
エリア価値向上整備事業															
こどもまんなかまちづくり事業															
滞在環境整備事業		新幹線高架下活用事業	静岡市	直	L=130m	R7	R8	R7	R8	20	20	20		20	－
計画策定支援事業															
合計										779	723	723	0	723	…A

提案事業

事業	細項目	事業箇所名	事業主体	直／間	規模	（参考）事業期間 開始年度	（参考）事業期間 終了年度	交付期間内事業期間 開始年度	交付期間内事業期間 終了年度	（参考）全体事業費	交付期間内事業費	うち官負担分	うち民負担分	交付対象事業費	
地域創造支援事業															
事業活用調査	事業効果分析	草薙駅周辺地区	静岡市	直	－	R7	R11	R7	R11	20	20	20		20	
まちづくり活動推進事業															
合計										20	20	20	0	20	…B
													合計(A+B)	743	

（参考）都市構造再編集中支援関連事業

事業	事業箇所名	事業主体	所管省庁名	規模	（いずれかに○） 直轄	補助	地方単独	民間単独	事業期間 開始年度	終了年度	全体事業費
合計											0

（参考）関連事業

事業	事業箇所名	事業主体	所管省庁名	規模	（いずれかに○） 直轄	補助	地方単独	民間	事業期間 開始年度	終了年度	全体事業費
都市構造再編集中事業	市道中之郷9号線歩道整備事業	静岡市	国土交通省	L=225m、W=9m		○			R7	R9	415
都市構造再編集中事業	南幹線平面横断化事業	静岡市	国土交通省	W=20m		○			R7	R9	59
合計											474

協定制度等の取り組み

官民連携によるエリアマネジメント方針等

	事業	事業の目的/事業によって解決される課題	事業期間	事業主体(占用主体)	活用する制度										
					制度別詳細1	制度別詳細2	制度別詳細3	制度別詳細4	制度別詳細5	制度別詳細6	制度別詳細7	制度別詳細8	制度別詳細9	制度別詳細10	制度別詳細14
					道路占用許可特例(法第46条第10項)	河川敷地占用許可(河川敷地占用許可準則22)	都市公園占用許可特例(法第46条第12項)	都市利便増進協定(法第46条第25項)	都市再生整備歩行者経路協定(法46条第24項)	低未利用土地利用促進協定(法46条第26項)	[滞在快適性等向上区域] 一体型滞在快適性等向上事業(法第46条第3項第2号)	[滞在快適性等向上区域] 都市公園占用許可特例(法第46条第14項第1号)	[滞在快適性等向上区域] 公園施設設置管理許可特例(法第46条第14号第2号イ)	[滞在快適性等向上区域] 公園施設設置管理協定(法第46条第14項第2号ロ)	[滞在快適性等向上区域] 普通財産の活用(法第46条第14項第4号)
1	●常設オープンカフェ(食事施設等)の設置、管理 オープンカフェ等を設置し、適切に維持管理することにより、まちの賑わいを創出する。	地域住民が集うことのできる機会や滞留空間を形成することにより、まちの賑わいを創出する。	R7～R11	一般社団法人 草薙カルテッド	○			○							
2	●屋外ベンチ、プランターの設置・管理 屋外ベンチやプランターを設置し、適切に維持管理を行うことにより、歩行者の休憩や滞留を促進し、まちの賑わいを創出する。		R7～R11	一般社団法人 草薙カルテッド				○							
3	●広告板・バナーフラッグの設置・維持管理 地域の魅力を発信することのできる広告板を設置し、適切に維持管理を行う。	広告板やバナーフラッグの設置により、地域情報やまちづくりの取組活動の周知・PRの場を創出するとともに、広告料収入を地域貢献の取組みに充当することで、地区全体の活性化につなげる。	R7～R11	一般社団法人 草薙カルテッド				○							
4	●防犯カメラの設置・管理 防犯カメラを設置することにより、まちの安全性を高める。	安心安全な地域にすることにより、まちの魅力を高める。	R7～R11	一般社団法人 草薙カルテッド				○							

滞在快適性等向上区域における駐車場の配置方針等

	取組	取組の目的/取組によって解決される課題	開始時期	活用する制度		
				制度別詳細11	制度別詳細12	制度別詳細13
				[滞在快適性等向上区域] 路外駐車場配置等基準(法第46条第14項第3号イ)	[滞在快適性等向上区域] 駐車場出入口制限(法第46条第14項第3号ロ)	[滞在快適性等向上区域] 集約駐車施設(法第46条第14項第3号ハ)
1						

制度別詳細1（道路占用に関する事項）法第46条第10項

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度の活用計画

占用対象施設			占用の場所	道路交通環境の維持 及び向上を図るための措置
道路占用許可特例対象施設	1	●常設オープンカフェ（食事施設等）の設置、管理 ＜対象施設：食事施設、休憩施設等＞ ※オープンカフェで設置するテーブル、イス、パラソル、ベンチ、プランター等	別紙制度別詳細１－１のとおり	・食事施設及び周辺の清掃を実施する ・歩行者の支障にならないよう有効幅員を確保する ・食事施設の周辺に違法駐輪が増えないよう、利用者への周知を図る
	2			
	3			

制度別詳細1-1（道路占用に関する事項）法第46条第10項

事業番号1,2

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図

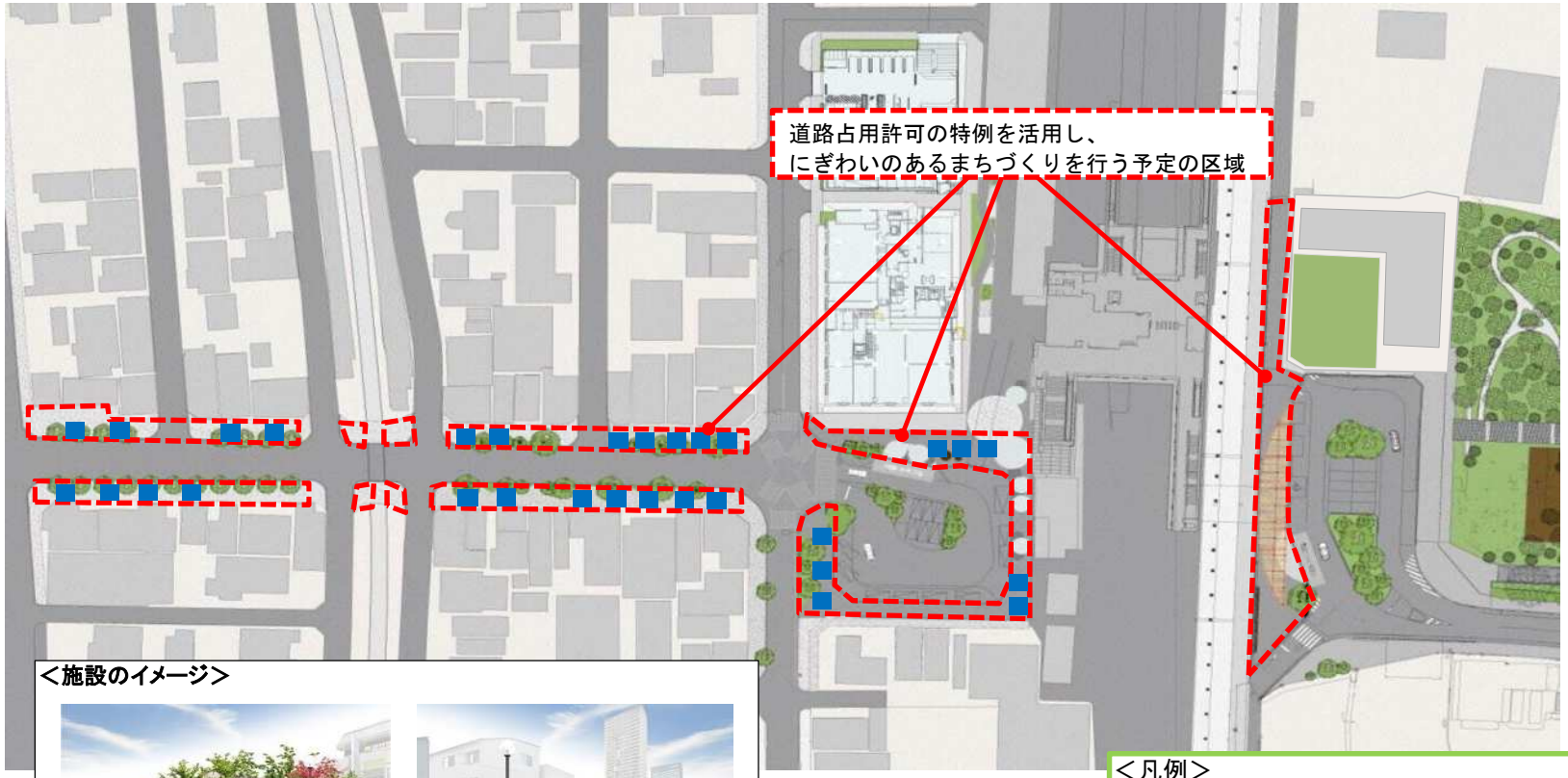

制度別詳細4（都市利便増進協定に関する事項）法第46条第25項

制度別詳細【都市利便増進協定】

制度の活用計画

	事業内容	事業期間	取り組み主体	活用する制度の詳細
1	●常設オープンカフェ（食事施設等）の設置、管理 オープンカフェ等を設置し、適切に維持管理することにより、まちの賑わいを創出する。	R7～R11	一般社団法人 草薙カルテッド	1．協定締結者 一般社団法人草薙カルテッド、地権者 2．都市利便増進協定を想定している区域 制度別詳細4－1赤枠の範囲 3．協定内容 （1）協定の目的となる都市利便増進施設 ・南口イベント広場及び北口芝生広場 ・広告板、バナーフラッグ ・テーブル ・椅子 ・常設の小規模売店 ・パラソル ・屋外ベンチ ・プランター ・防犯カメラ ・北口駐車場 （2）都市利便増進施設の整備方法、費用負担 ・広場、広告板、駐輪場、バナーフラッグ設置箇所の整備は静岡市が行う。 ・上記以外に関しては、国及び静岡市の補助等を活用し、一般社団法人草薙カルテッドが整備する。 （3）都市利便増進施設の管理方法、費用負担 一般社団法人草薙カルテッドは、協定区域内について、以下を実施する。 （都市利便増進施設の日常管理業務については、一般社団法人草薙カルテッドが第三者に委託しても構わない。） 〇都市利便増進施設及び周辺の維持管理の実施 〇都市利便増進施設及び周辺における良好な景観の保全 ・広告料収入を、上記施設の維持管理費や、他の地域貢献の取組みに充当する。
2	●広場の管理・運営 南口イベント広場及び北口芝生広場を適切に管理・運営することにより、更なるまちのにぎわいを創出する	R7～R11	一般社団法人 草薙カルテッド	
3	●駐輪場の管理・活用 北口駐輪場を活用し、イベント活用をはじめ、放置地点者対策の啓発や地域の魅力を発信する広告を掲示することにより、まちのにぎわい創出や良好な生活環境及び景観形成を図る。	R7～R11	一般社団法人 草薙カルテッド	
4	●屋外ベンチ、プランターの設置・管理 屋外ベンチやプランターを設置し、適切に維持管理を行うことにより、歩行者の休憩や滞留を促進し、まちの賑わいを創出する。	R7～R11	一般社団法人 草薙カルテッド	
5	●広告板・バナーフラッグの設置・管理 地域の魅力を発信することのできる広告板や、誰にでも分かりやすい案内板を設置し、適切に維持管理を行う。	R7～R11	一般社団法人 草薙カルテッド	
6	●防犯カメラの設置・管理 防犯カメラを設置することにより、まちの安全性を高める。	R7～R11	一般社団法人 草薙カルテッド	

制度別詳細4-1（都市利便増進協定に関する事項）法第46条第25項

事業番号1，2，3，4

制度別詳細【都市利便増進協定】

制度を活用して整備・設置する予定の施設等配置を示す地図及び設置イメージ

【事業番号1】 食事施設、休憩施設の設置、管理
【事業番号2】 広場の管理・運営
【事業番号3】 駐輪場の管理・活用
【事業番号4】 屋外ベンチ、プランターの設置・管理

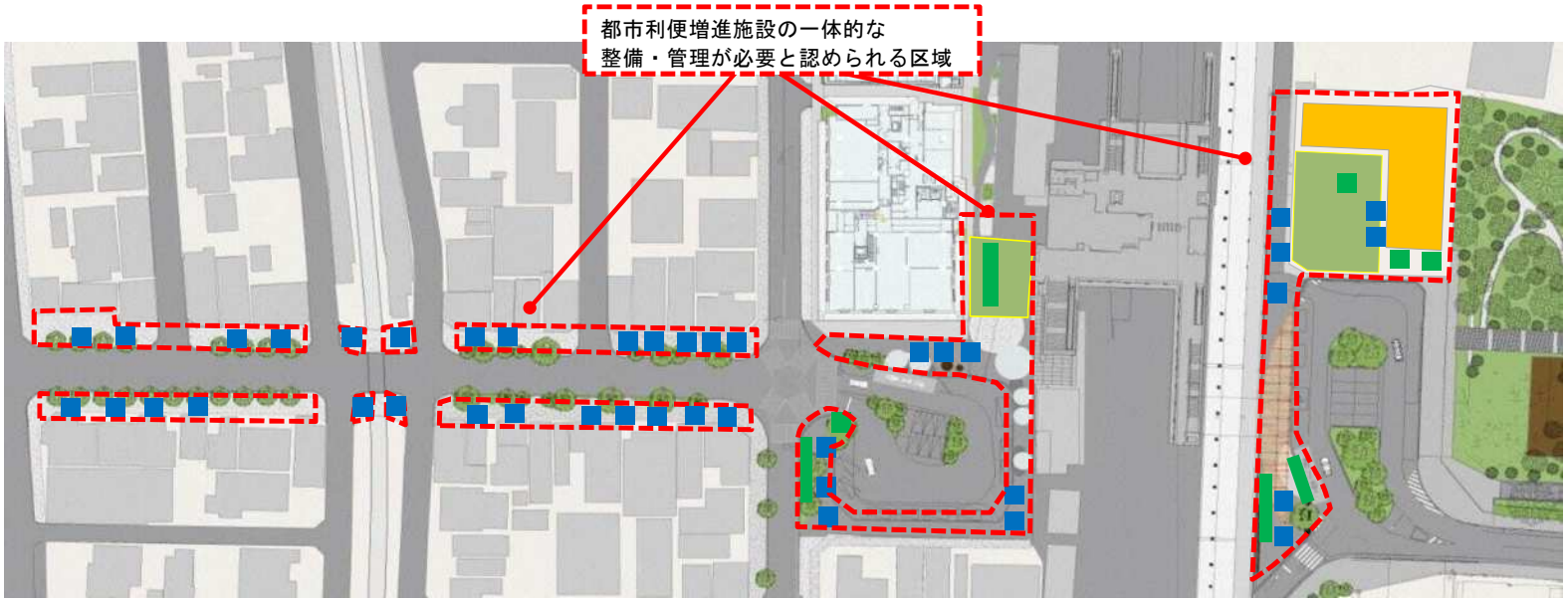

＜施設のイメージ＞

＜凡例＞
当該区域で設置を予定している都市利便増進施設

- 1．食事施設、休憩施設
- 2．広場
- 3．北口駐輪場
- 4．ベンチ、プランター　等

制度別詳細4-1（都市利便増進協定に関する事項）法第46条第25項
事業番号5

制度別詳細【都市利便増進協定】

制度を活用して整備・設置する予定の施設等配置を示す地図及び設置イメージ

【事業番号5】 広告板・バナーフラッグの設置・管理

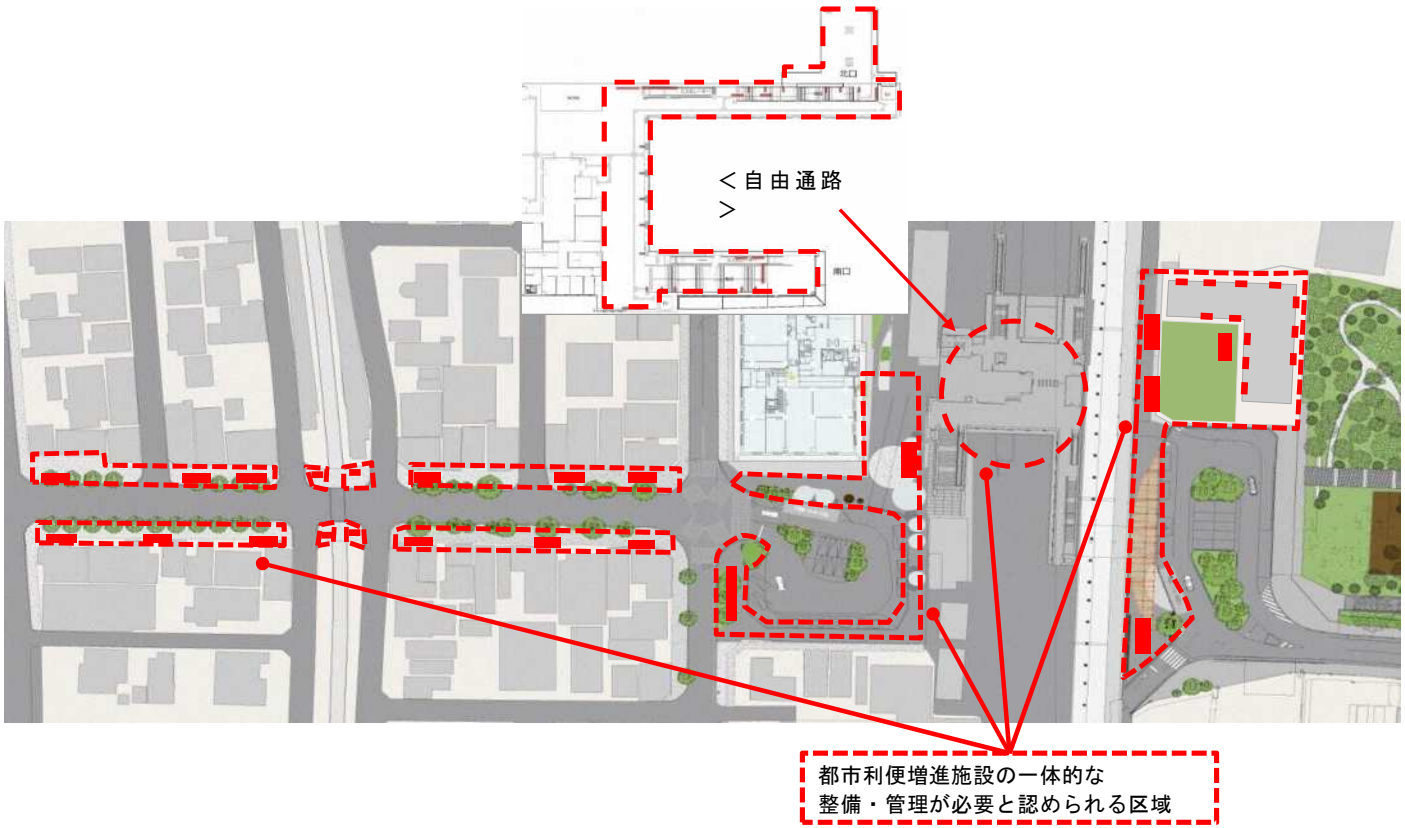

＜施設のイメージ＞

＜凡例＞
当該区域で設置を予定している都市利便増進施設
広告

制度別詳細4-1（都市利便増進協定に関する事項）法第46条第25項

事業番号4

制度別詳細【都市利便増進協定】

制度を活用して整備・設置する予定の施設等配置を示す地図及び設置イメージ

【事業番号6】 防犯カメラの設置・管理

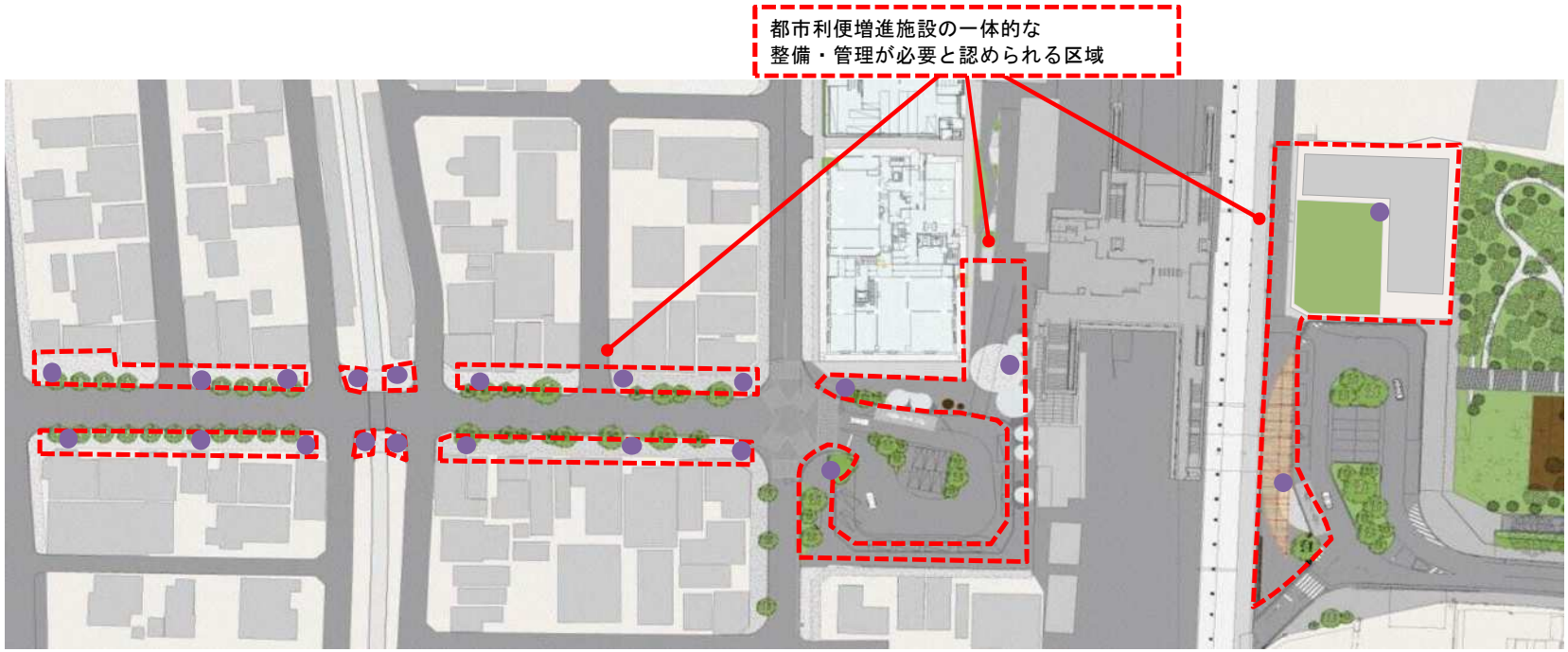

＜凡例＞

当該区域で設置を予定している都市利便増進施設

● 防犯カメラ

都市再生整備計画の区域

様式(1)-⑥

草薙駅周辺地区(静岡県静岡市)	面積	78.8 ha	区域	草薙1丁目の一部、草薙2丁目の一部、草薙3丁目の一部、草薙北、草薙の一部、中之郷1丁目の一部、中之郷2丁目の一部、中之郷3丁目の一部、中之郷の一部、谷田の一部、弥生町の一部、楠の一部、楠新田の一部

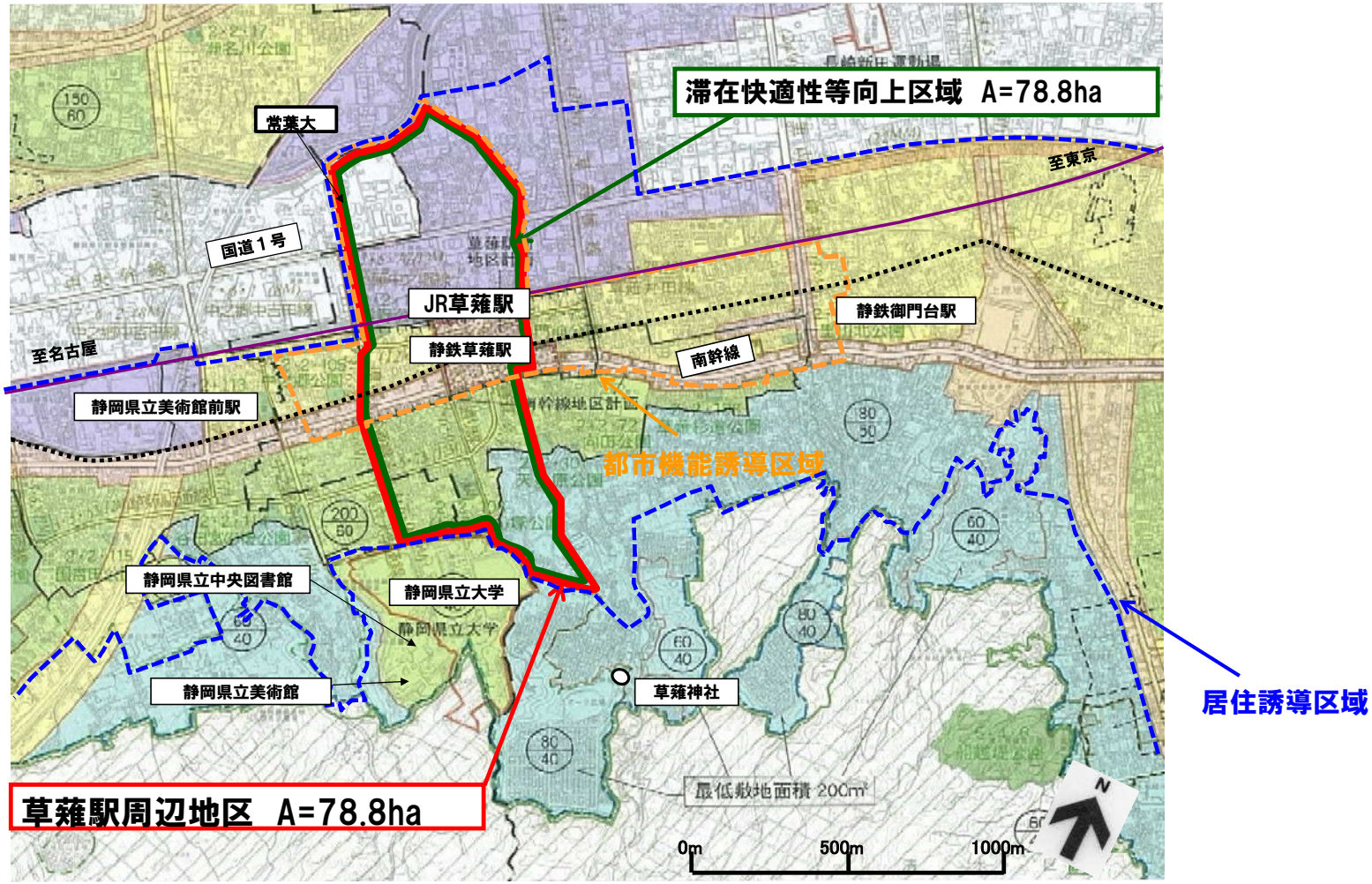

草薙駅周辺地区(静岡県静岡市) 整備方針概要図(都市構造再編集中事業)

目標	大目標:草薙駅周辺の安全で快適な歩きたくなる環境づくりによるまちの魅力向上 目標1:駅周辺が安全で快適に利用できる環境の形成 目標2:駅周辺の回遊したくなる環境の形成	代表的な指標	駅北口周辺が歩きやすいと感じる割合 (%)	44.5%	(R6年度)	→	51.0%	(R11年度)
			駅南口周辺の公共空間を活用したまちづくりが進められ、居心地が良いと感じる割合 (%)	42.3%	(R6年度)	→	50.0%	(R11年度)
			草薙駅周辺における平均滞在人口 (人/日)	38,000 人/日	(R6年度)	→	39,200 人/日	(R11年度)

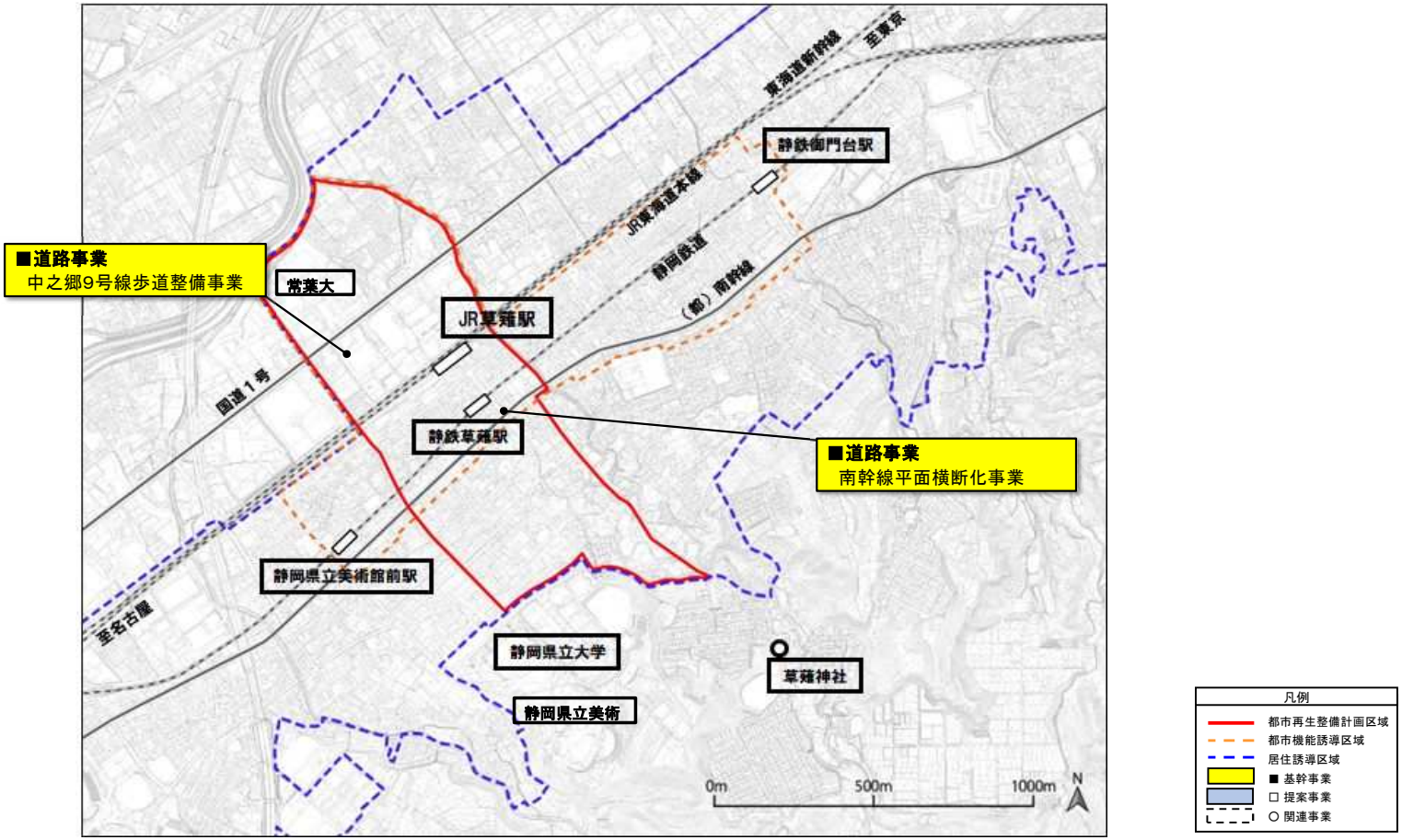

草薙駅周辺地区(静岡県静岡市) 整備方針概要図(まちなかウォーカブル推進事業)

目標	大目標:草薙駅周辺の安全で快適な歩きたくなる環境づくりによるまちの魅力向上 目標1:駅周辺が安全で快適に利用できる環境の形成 目標2:駅周辺の回遊したくなる環境の形成	代表的な指標	駅北口周辺が歩きやすいと感じる割合 (%)	44.5%	(R6年度)	→	51.0%	(R11年度)
			駅南口周辺の公共空間を活用したまちづくりが進められ、居心地が良いと感じる割合 (%)	42.3%	(R6年度)	→	50.0%	(R11年度)
			草薙駅周辺における平均滞在人口 (人/日)	38,000人/日	(R6年度)	→	39,200人/日	(R11年度)

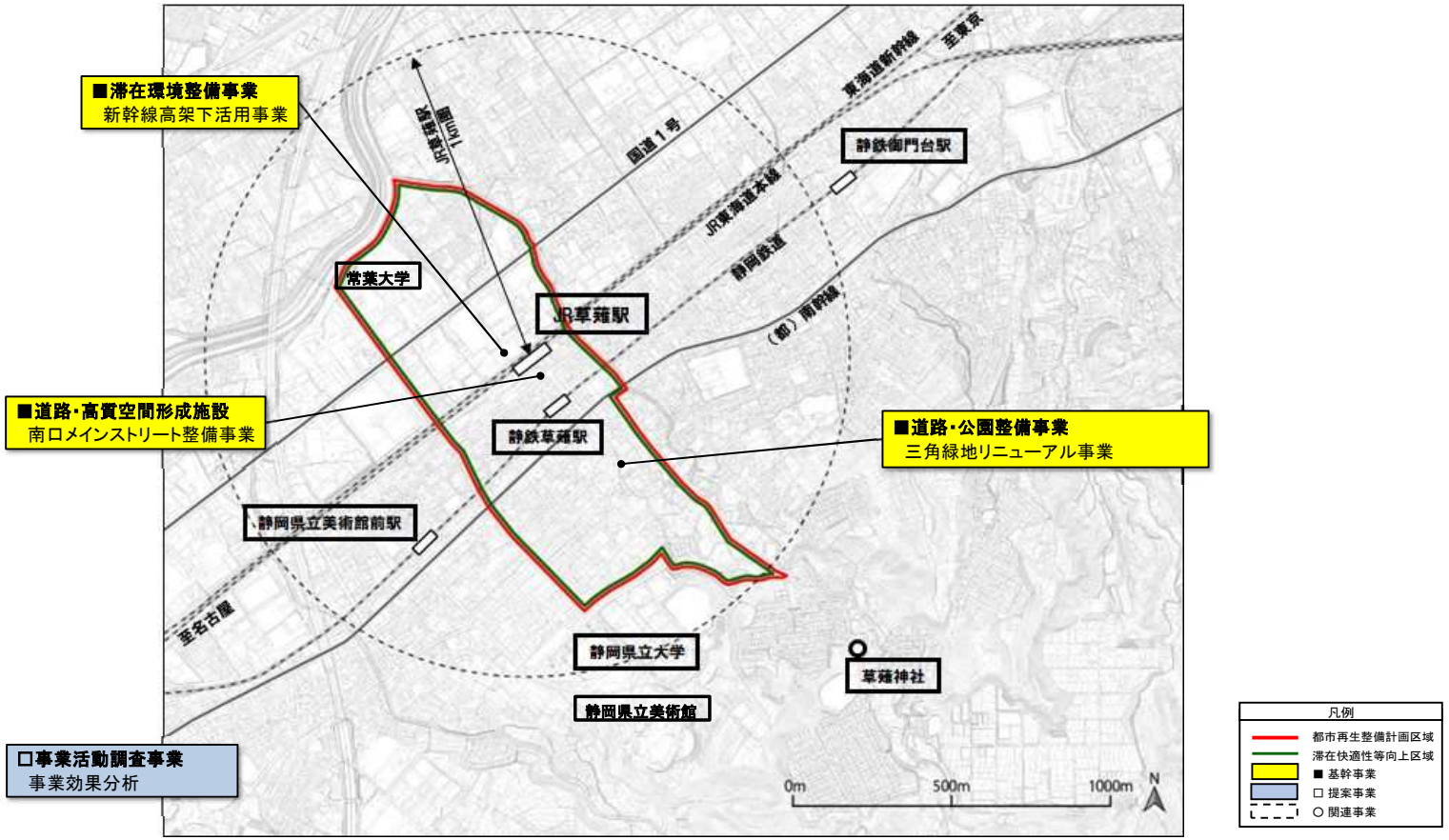

都市再生整備計画の添付書類等（案）

交付対象事業別概要

草薙駅周辺地区（静岡県静岡市）

活用する事業名	確認
都市構造再編集中支援事業	■
都市再生整備計画事業（社会資本整備総合交付金）	
コンパクトシティ支援型	□
観光等地域資源活用支援型	□
地域生活拠点支援型	□
産業促進区域支援型	□
経過措置	□
都市再生整備計画事業（防災・安全交付金）	
防災拠点・コンパクトシティ支援型	□
防災拠点・郊外支援型1	□
防災拠点・郊外支援型2	□
経過措置	□
まちなかウォーカブル推進事業	
コンパクトシティ支援型	■
観光等地域資源活用支援型	□
地域生活拠点支援型	□

草薙駅周辺地区(静岡県静岡市) 現況図

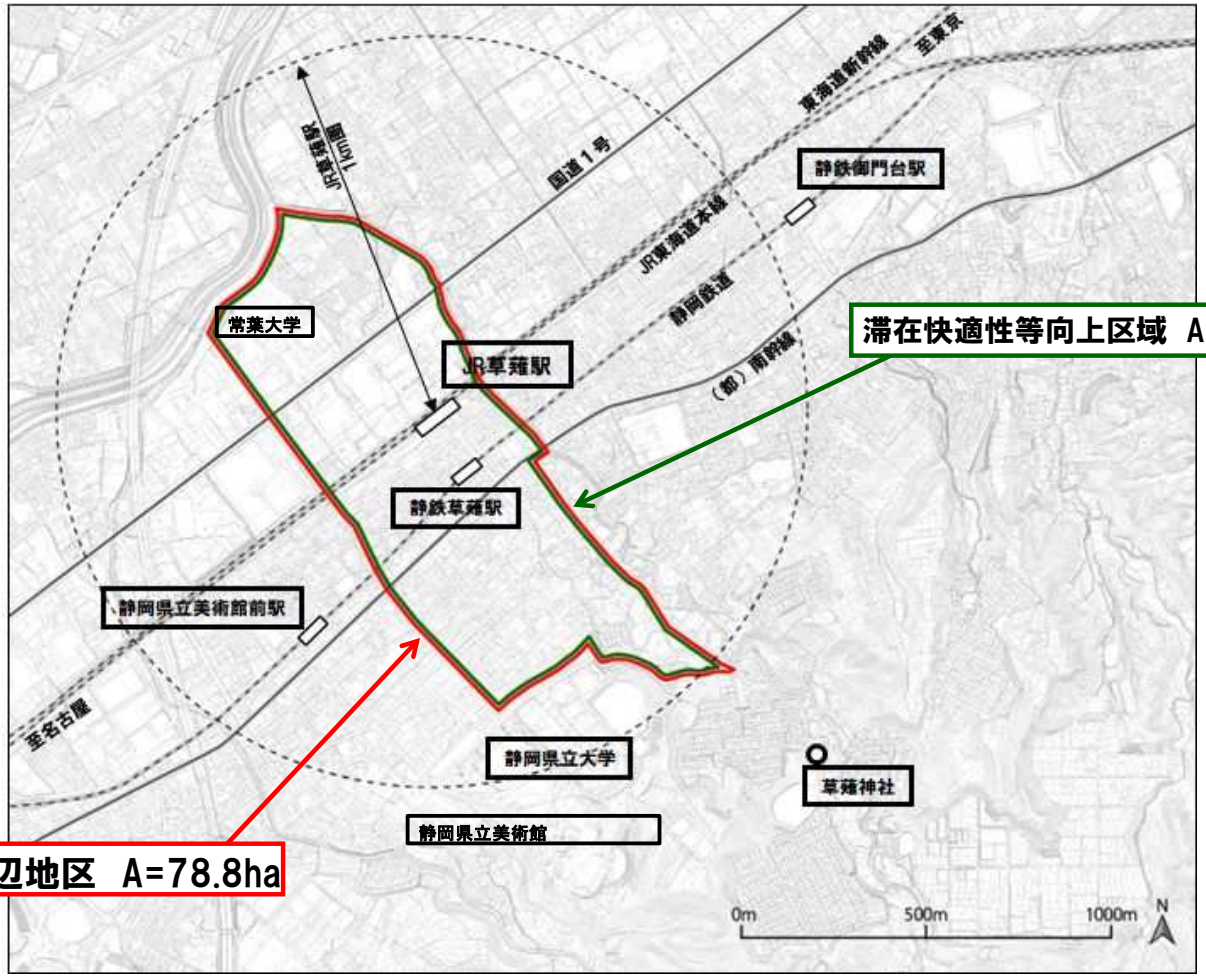

滞在快適性等向上区域 A=78.8ha

草薙駅周辺地区 A=78.8ha

交付限度額算定表（その1）

〇〇地区 （〇〇県〇〇市） 様式(2)-③

各事業の交付要綱に掲げる式による交付限度額の合計(X)	1,189.0 百万円	規則第16条第1項に基づく交付限度額(Y)	11,638.0 百万円	X≦Yゆえ、 本計画における交付限度額	1,189.0 百万円

規則第16条第1項に基づく限度額算定

Au　1,012,050 ㎡

公共施設の上限整備水準

区域面積(㎡)			2,249,000
当該区域の特性に応じて国土交通大臣が定める割合		区域の面積が10ha未満の地区	0.50
	○	最近の国勢調査の結果による人口集中地区内	0.45
		その他の地域	0.40

Cl　0 円/㎡

単位面積あたりの標準的な用地費

標準地点数	
公示価格の平均値(円/㎡)	

単位面積あたりの標準的な補償費

当該区域内の戸数密度(戸/㎡)	
標準補償費(円/戸)	44,000,000

Cf　23,000 円/㎡

控除額　0 百万円

都市再生整備計画関連事業とは別に国庫補助事業等により整備する施設

施設名(事業名)	面積(㎡)	国庫補助事業費等(百万円)
合計	0	0

Ap　0 ㎡

公共施設の現況整備水準

□ 整備水準が明らかになっている類似市街地等からの推定

推定現況整備水準(小数第2位まで)	
推定公共施設面積(㎡)	0

□ 個別公共施設の積み上げ

	面積(㎡)	割合
道路		-
公園		-
広場		-
緑地		-
公共施設合計	0	0

Cnを考慮しない場合の交付限度額(Y1)	11638 百万円

ΣCn　0 円

□ 下水道　0 円

区域面積(㎡)	2,249,000
うち現況の供用済み区域面積(㎡)	
標準整備費(円/㎡)	3,600

□ 地域交流センター等の公益施設(建築物)　0 円

上限床面積(㎡)	9,400
標準整備費(円/㎡)	380,000

□ 調整池　0 円

調整池の容積(m³)	
標準整備費(円/m³)	140,000

□ 河川　0 円

河川整備延長(m)	
標準整備費(円/m)	3,700,000

□ 住宅施設　0 円

建設予定戸数(戸)	超高層	
	一般	
	合計	0

標準整備費(円/戸)	超高層	一般
北海道特別地区	41,310,000	33,500,000
北海道一般地区	38,190,000	30,990,000
特別地区	49,120,000	35,690,000
大都市地区	37,170,000	30,180,000
多雪寒冷地区	41,510,000	32,370,000
奄美地区	39,520,000	35,640,000
沖縄地区	30,280,000	30,280,000
一般地区	33,700,000	28,640,000

□ 市街地再開発事業による施設建築物　0 円

施設建築物の延べ面積(㎡)	
標準共同施設整備費(円/㎡)	132,000

□ 電線共同溝等　0 円

電線共同溝等延長(m)	
標準整備費(円/m)	680,000

□ 人工地盤　0 円

人工地盤の延べ面積(㎡)	
標準整備費(円/㎡)	5,300,000

□ 協議して額を定める大規模構造物等　0 円

大規模構造物等	協議状況	整備費(円)

Cnを考慮した場合の交付限度額(Y2)	11638 百万円

各事業の交付要綱に掲げる式による交付限度額（活用する交付金の欄のみご記載ください。）

＜都市構造再編集中支援事業＞

交付限度額(X1)	434.0 百万円

＜都市再生整備計画事業（社会資本整備総合交付金）＞

交付限度額(X2)	百万円

＜都市再生整備計画事業（防災・安全交付金）＞

交付限度額(X3)	百万円

＜まちなかウォーカブル推進事業＞

交付限度額(X4)	755.0 百万円

交付限度額算定表（その2）（都市構造再編集中支援事業）

様式（2）-④-1

【当初から都市構造再編集中支援事業を実施する地区の場合】

※本シートについて、各自治体が交付限度額を算出する上での参考として添付しているものです。事業毎に状況が異なりますので、各自治体の責任において適切に交付限度額を算出するようお願いいたします。

交付要綱に掲げる式による限度額算定（詳細）

○ 交付対象事業費

※水色のセルに事業費等必要事項を入力して下さい。（事業費の単位：百万円）

＜都市機能誘導区域内＞

交付対象事業費	基幹事業合計（A）	434.000	（事業費）	
	提案事業合計（B）		（事業費）	
	合計(A+B)	434.000	（事業費）	

以下の2つの条件それぞれについて、該当する場合は○を入力。

都市機能誘導区域面積割合が50%以上の場合	
提案事業枠2割拡充の適用	

※都市機能誘導区域面積割合：都市機能誘導区域（地域生活拠点を含む）の面積の市街化区域等（市街化区域又は非線引き用途地域）の面積に占める割合。

＜都市機能誘導区域外（地域生活拠点内を除く）＞

交付対象事業費	基幹事業合計		（事業費）	
	うち、基幹事業：こどもまんなかまちづくり事業にかかる事業費			
	基幹事業合計（C）	0.000		
	提案事業合計（D）		（事業費）	
	合計(C+D)	0.000	（事業費）	

（10/10×（A+B））＋（9/10×（C+D））+（10/10×（E+F）） （α1） ※都市機能誘導区域面積割合が50%以上の場合：	434.000	①
（10/9×（A+C+E）） （α2） ※提案事業2割拡充を適用する場合： （10/8×（A+C+E））	482.222	②
α（①、②の小さい方）	434.000	③
交付限度額（(③+④)×1/2	217.000	⑤（国費）

＜地域生活拠点内＞

交付対象事業費	基幹事業合計（E）		（事業費）	
	提案事業合計（F）		（事業費）	
	合計(E+F)	0.000	（事業費）	

＜居住誘導促進事業＞

交付対象事業費	合計（a）		④	（事業費）

○交付限度額、国費率

交付対象事業費(A+B+C+D+E+F+a)	434.0	（事業費）	

交付要綱に基づく交付限度額 （⑤を1万円の位を切り捨て）	217.0	（国費）
国費率	0.500	（国費率）

交付限度額算定表（その2）（まちなかウォーカブル推進事業）

草薙駅周辺地区 （静岡県静岡市）

様式（2）-④-4

社会資本整備総合交付金交付要綱に掲げる式による限度額算定（詳細）

※水色のセルに事業費等必要事項を入力して下さい。（百万円単位）

単位：百万円

○交付対象事業費（*必ず入力*）

（百万円）

交付対象事業費	基幹事業合計（A）	723.000	A	（事業費）	⇒	1）式で求まる額（5/10*(A+B)）	371.500	①（国費）
	提案事業合計（B）	20.000	B	（事業費）		2）式で求まる額（5/8*A）	451.875	②（国費）
	合計(A+B)	743.000		（事業費）		上記①、②の小さい方	371.500	③（国費）
	提案事業割合(B/(A+B))	0.027				国費率（③÷(A+B)）	0.500	④（国費率）

○交付限度額、国費率の算出

（百万円）

交付対象事業費(A+B)	743.0	（事業費）	社会資本整備総合交付金交付要綱に掲げる式による交付限度額（⑯を1万円の位を切り捨て）	371.5	⑰（国費）
			国費率	0.500	⑱（国費率）

年次計画（都市構造再編集中支援事業）

様式（2）-⑤-1

（事業費：百万円）

基幹事業

事業	細項目	事業箇所名	事業主体	交付対象事業費	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
道路		市道中之郷9号線歩道整備事業	静岡市	375	300	40	35		
道路		南幹線平面横断化事業	静岡市	59	10		49		
公園									
古都保存・緑地保全等事業									
河川									
下水道									
駐車場有効利用システム									
地域生活基盤施設									
高質空間形成施設									
高次都市施設	地域交流センター								
	観光交流センター								
	テレワーク拠点施設								
	賑わい・交流創出施設								
	子育て世代活動支援センター								
	複合交通センター								
誘導施設	医療施設								
	社会福祉施設								
	教育文化施設								
	子育て支援施設								
	元地の管理の適正化								
基幹的誘導施設									
既存建造物活用事業									
土地区画整理事業									
市街地再開発事業									
住宅街区整備事業									
バリアフリー環境整備促進事業									
優良建築物等整備事業									
住宅市街地総合整備事業									
街なみ環境整備事業									
住宅地区改良事業等									
都心共同住宅供給事業									
公営住宅等整備									
都市再生住宅等整備									
防災街区整備事業									
エリア価値向上整備事業									
こどもまんなかまちづくり事業									
計				434	310	40	84	0	0

提案事業

事業	細項目	事業箇所名	事業主体	交付対象事業費	令和　年度	令和　年度	令和　年度	令和　年度	令和　年度
地域創造支援事業									
事業活用調査									
まちづくり活動推進事業									
計				0	0	0	0	0	0

居住誘導促進事業

事業	事業箇所名	事業主体	交付対象事業費	令和　年度	令和　年度	令和　年度	令和　年度	令和　年度
居住誘導促進事業								
計			0	0	0	0	0	0
合計			434	310	40	84	0	0
累計進捗率　（%）				71.4%	80.6%	100.0%	100.0%	100.0%

（参考）都市構造再編集中支援事業関連事業

事業	事業箇所名	事業主体	交付対象事業費	令和　年度	令和　年度	令和　年度	令和　年度	令和　年度
合計			0	0	0	0	0	0
累計進捗率（%）				#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!

（参考）関連事業

事業	事業箇所名	事業主体	全体事業費	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
まちなかウォーカブル推進事業	南口メインストリート整備事業（道路）	静岡市	406	194.8	22	26	107.2	
まちなかウォーカブル推進事業	三角緑地リニューアル事業（道路）	静岡市	24			3	3	18
まちなかウォーカブル推進事業	三角緑地リニューアル事業（公園）	静岡市	24			3	3	18
まちなかウォーカブル推進事業	南口メインストリート整備事業（高質空間）	静岡市	305		145			160
まちなかウォーカブル推進事業	新幹線高架下活用事業（滞在環境）	静岡市	20	8.4	11.6			
合計			779	203.2	178.6	32	113.2	196
累計進捗率（%）				33.3%	56.2%	60.3%	74.8%	100.0%

年次計画（まちなかウォーカブル推進事業）

様式（2）-⑤-4

（事業費：百万円）

基幹事業

事業	細項目	事業箇所名	事業主体	交付対象事業費	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
道路		南口メインストリート整備事業	静岡市	350	195	22	26	107	
道路		三角緑地リニューアル事業	静岡市	24			3	3	18
公園		三角緑地リニューアル事業	静岡市	24			3	3	18
駐車場有効利用システム									
地域生活基盤施設									
高質空間形成施設		南口メインストリート整備事業	静岡市	305		145			160
既存建造物活用事業									
土地区画整理事業									
市街地再開発事業									
バリアフリー環境整備促進事業									
街なみ環境整備事業									
エリア価値向上整備事業									
こどもまんなかまちづくり事業									
滞在環境整備事業		新幹線高架下活用事業	静岡市	20	8	12			
計画策定支援事業									
計				723	203	179	32	113	196

提案事業

事業	細項目	事業箇所名	事業主体	交付対象事業費	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
地域創造支援事業									
事業活用調査	事業効果分析	草薙駅周辺地区	静岡市	20			10		10
まちづくり活動推進事業									
計				20	0	0	10	0	10
合計				743	203	179	42	113	206
累計進捗率 （%）					27.3%	51.4%	57.0%	72.3%	100.0%

（参考）都市構造再編集中支援事業関連事業

事業	事業箇所名	事業主体	交付対象事業費	令和　年度	令和　年度	令和　年度	令和　年度	令和　年度
合計			0	0	0	0	0	0
累計進捗率（%）				#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!

（参考）関連事業

事業	事業箇所名	事業主体	全体事業費	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
都市構造再編集中事業	市道中之郷9号線歩道整備事業	静岡市	415	300	40	35		
都市構造再編集中事業	南幹線平面横断化事業	静岡市	59	10		49		
合計			474	310	40	84	0	0
累計進捗率（%）				73.8%	82.3%	100.0%	100.0%	100.0%

事業活用調査・まちづくり活動推進事業・地域創造支援事業

事業名	事業概要	事業主体	規模	交付期間内事業期間		交付期間内事業費					事業費の主な使途概要	その他
				開始年度	完了年度		うち調査費	うち用地費・補償費	うち整備費	うち購入費		
■事業活用調査 事業効果分析	①事業実施による効果を適切に評価すると共に必要な改善を行っていくため、モニタリング及び事後評価を実施 ②地区周辺まちづくり施策の事業効果分析調査を実施	静岡市	ー	R7	R11	20	20				調査費（モニタリング、事後評価、事業効果分析、検討調査費等）	

道路

単位：百万円

都市計画道路名 又はその他道路名	区間	道路区分 注1)	事業主体	事業手法 注2)	工種	延長 m	幅員 整備前 m	幅員 整備 m	整備後車線数 車線	歩道幅員 m	交付期間内事業費	交付期間内事業費内訳 設計費	交付期間内事業費内訳 用地費・補	交付期間内事業費内訳 施設整備費	交付期間内事業期間（年度）	事業内容 注3)	都市計画決定 年月	備　考 注4)
＜道路＞				－														
市道中之郷9号線歩道整備事業	～	他	市	－		L=225m	4.5	9	－	4	375		300	75	R7～R9	歩道整備	－	都市構造再編集中支援事業
南幹線平面横断化事業	～	他	市	－			20	20			59	10		49	R7～R9	横断歩道整備	S21年10月	都市構造再編集中支援事業
南口メインストリート整備事業	～	他	市	－		L=170m	20	20	2	13	350	22	28	300	R7～R10	電線共同溝整備	－	まちなかウォーカブル推進事業
三角緑地リニューアル事業	～	他	市	－		－	－	－	－	－	24	6		18	R9～R11	交差点改良	－	交差点改良2箇所 まちなかウォーカブル推進事業
	～			－														

（参考）

＜関連事業＞																		

＊本調書にはｱ)交付対象事業「道路」（街路、地方道、国道、その他）、ｲ)関連事業道路のすべてを記載すること。

注1）＜道路＞については、街、地、国、他の別を記載。
　　＜関連事業＞については、国、主、一、市の別を記載。
　　ただし、街：街路、地：地方道（市町村道）、国：国道、主：主要地方道、一：一般都道府県道、市：市町村道、他：いずれにも該当しないもの

注2）＜関連事業＞について通、交、地特、単独、促の別等を記載。補足説明すべき点は備考欄に説明を記載。

注3）施設の構造、工法、及び地方道事業においては細工種、街路事業においては沿道区画整理型街路事業等の事業名

注4）備考には現在の道路状況を把握するために必要なその他の事項で、交通量（人／日）、混雑度等を記載
　　（例）・道路改築：交通量（人／日）、混雑度等
　　・自転車駐車場：都市計画決定の有無、面積、利用台数等

＊不足する場合は適宜行を追加すること

中之郷9号線歩道整備事業

〔道路〕

【中之郷９号線歩道整備事業

・駅北口利用者の安全・快適な移動環境の創出

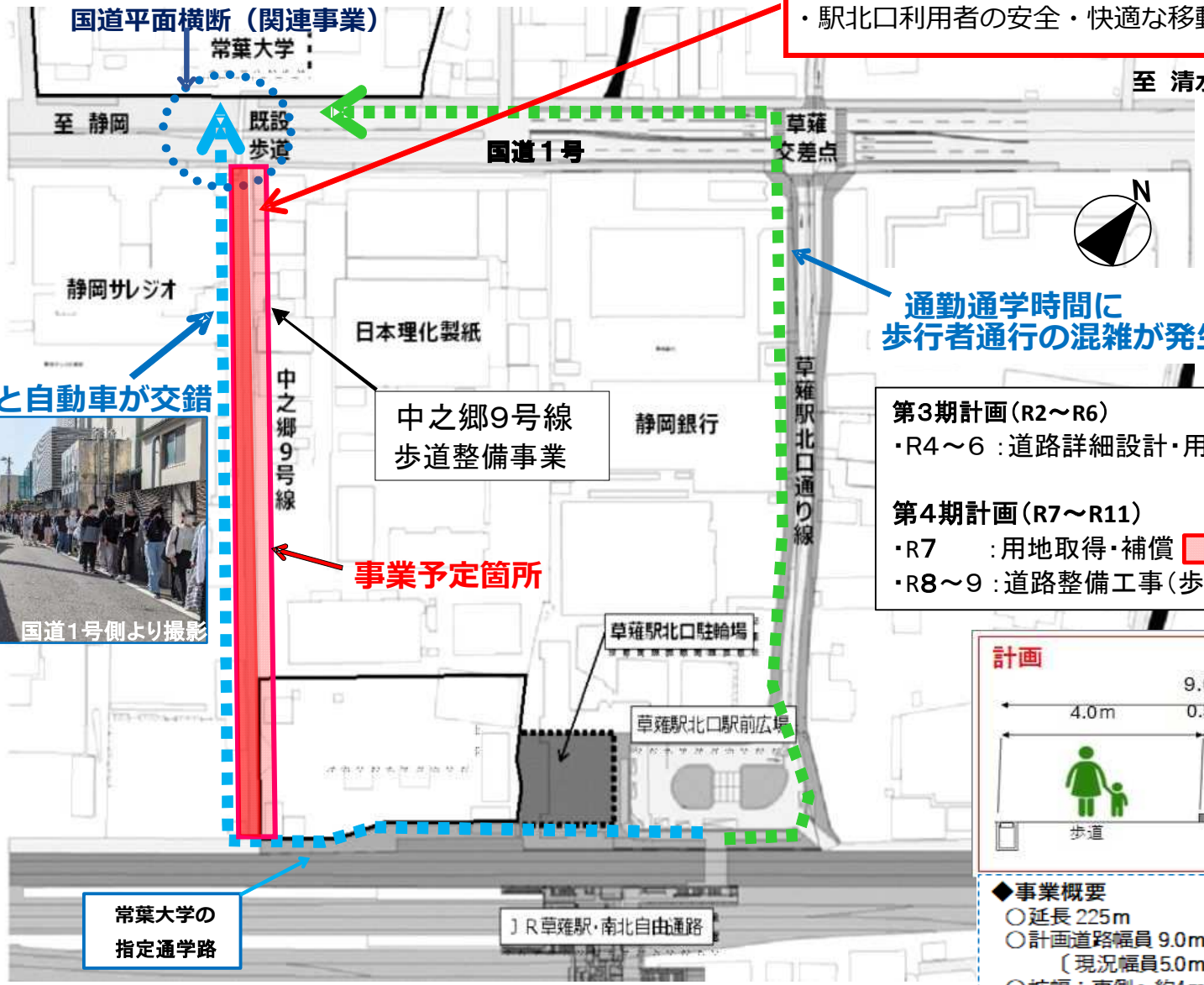

第3期計画（R2～R6）

・R4～6 ：道路詳細設計・用地測量・物件調査

第4期計画（R7～R11）

・R7 ：用地取得・補償

・R8～9 ：道路整備工事（歩道設置）

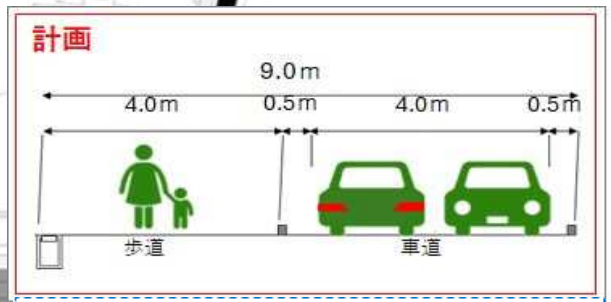

◆事業概要

○延長 225m

○計画道路幅員 9.0m（車道5.0m＋歩道4.0m）

〔現況幅員5.0m（歩道なし）〕

○拡幅：東側へ約4m拡幅（用地取得約900㎡）

南幹線平面横断化事業

〔道路〕

◆事業概要
- ○交差点改良（巻込部、舗装） 1式
- ○区画線工 1式
- ○信号移設 1式 ※市単独費事業
- ○地下道撤去 1式

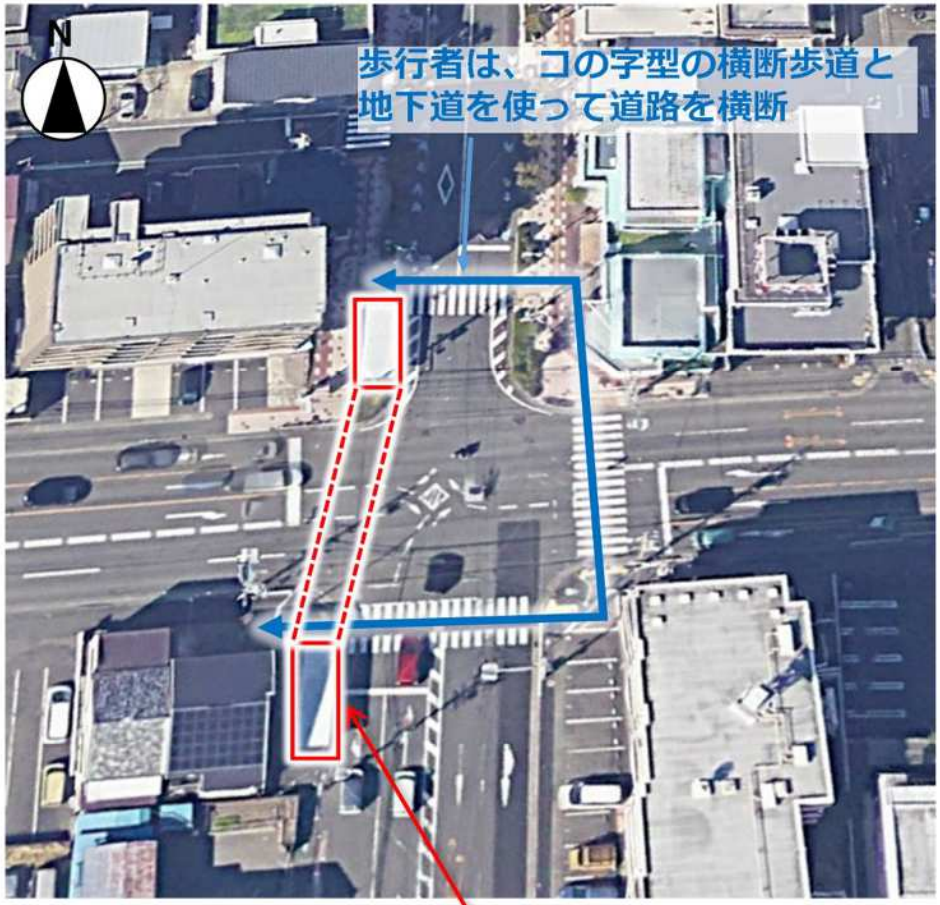

【南幹線平面横断化事業】

・平面横断化により安全性確保と道路空間の活用により、
人中心へ転換を図る

南口メインストリート整備事業

〔道路・高質空間形成施設〕

【南口メインストリート整備事業】

・商店街の歩道空間を活用したおもてなし空間づくり

・地域住民や学生等の居場所づくり

≪規模・事業内容 L＝170m

第3期計画（R2～R6）

・R5 ：道路・電線共同溝詳細設計完了（第1、第2工区）

・R6 ：第1工区電線共同溝支障移転完了

第4期計画（R7～R11）

・R7 ：第1工区電線共同溝整備完了〔道路〕

・R8 ：第1工区歩道整備工事〔高質空間形成施設〕

：静鉄横断部電線共同溝設計〔道路〕

〔R9～第1工区おもてなし空間づくり（休憩施設、芝など）〕

・R9 ：第2工区既設構造物撤去〔道路〕

・R10：第2工区電線共同溝完了〔道路〕

：静鉄横断部電線共同溝工事〔道路〕

・R11：第2工区歩道整備工事〔高質空間形成施設〕

〔R12～第2工区おもてなし空間づくり（休憩施設、芝など）〕

現 況

整備後

【整備概要】

○無電柱化

○街路樹（高木 ⇒ 中木）

○幅員構成変更

（車道9m＋歩道5.5m×2

⇒ 車道7m＋歩道6.5m×2）

■南口メインストリート整備イメージ

三角緑地リニューアル事業 〔道路・公園〕

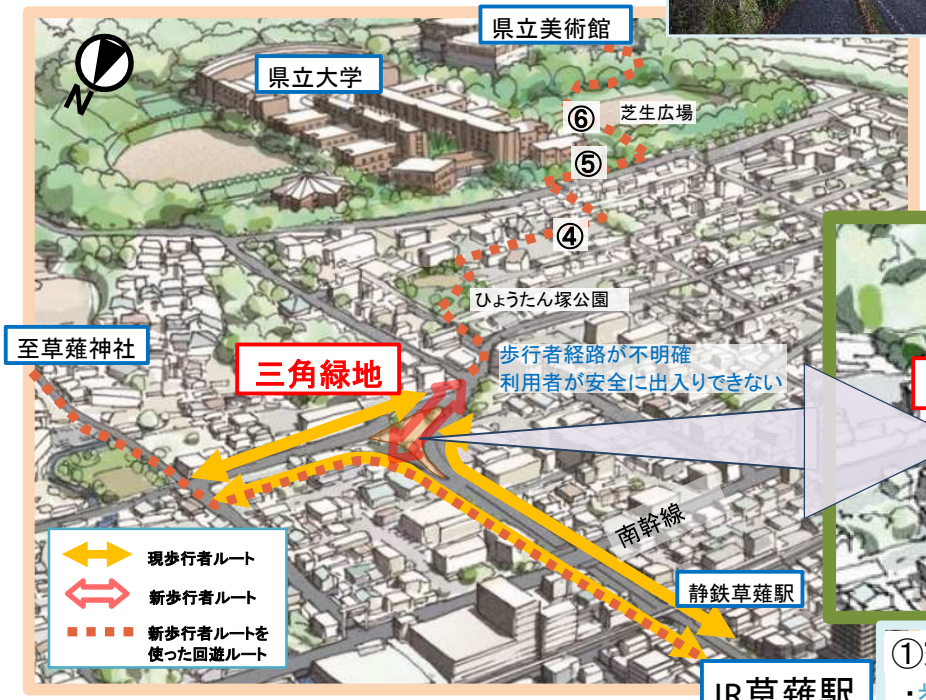

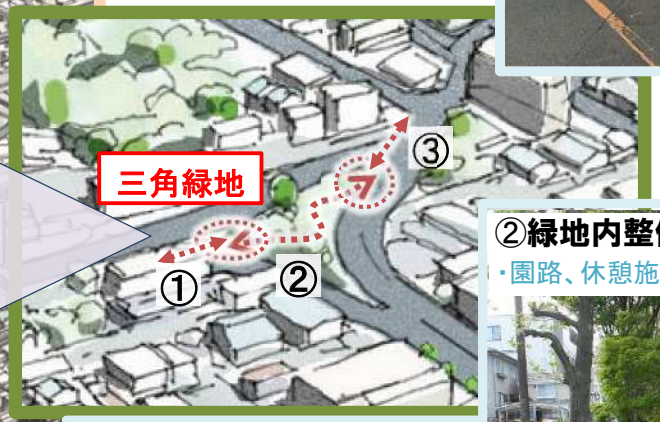

③交差点改良（西側）

・歩行者横断路の明確化
・緑地の出入口整備

②緑地内整備

・園路、休憩施設、植栽等整備

①交差点改良（東側）

・歩行者横断路の明確化
・緑地の出入口整備

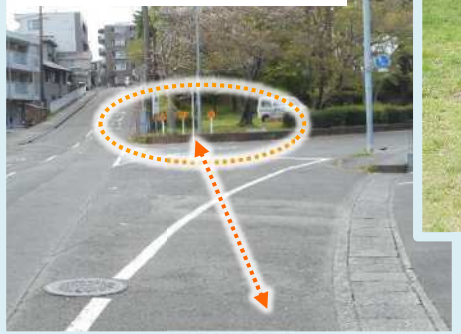

- R9 ：計画・測量〔道路・公園〕
- R10 ：実施設計〔道路・公園〕
- R11 ：整備工事
  - 公園工事 〔公園〕
  - 交差点改良 〔道路〕

公園（都市公園：その1）

ふりがな	くさなぎさんかくりょくち	当初の都市計画決定 (*5)	年　月　日	事　業　期　間	R9～R11	施策公園名 (*6)
公園名又は地区名	草薙三角緑地	直近の都市計画変更 (*5)	年　月　日	(完成予定年度)	(R11年度)	
種別 (*1) 都市緑地	交付対象事業(*2)	当初の事業認可取得時期 (*5)	年　月　日	全体事業費		
計画面積(ha) (*3) 0.25	供用済み面積(ha) (*4) 0.25	直近の事業認可取得時期 (*5)	年　月　日	※単独費等も含んだ総事業費	24　百万円	

地区交付事業の場合は、Ⅰ～Ⅱのうち該当する事業に○を付けて必要事項を記入する。

整備概要（目的、計画概要）

歩行者横断路の明確化、緑地の出入口整備、園路・休憩施設等の整備を行うことにより、JR草薙駅や静鉄草薙駅と一体的なにぎわい空間を創出する。

Ⅰ　緑化重点地区総合整備事業　（　　） (*7)

地区の位置づけ		緑の基本計画の策定時期	年　月

（　　）①都市景観形成地区（都市の中心駅周辺、官公庁街や商業・業務の中心等都市の拠点となる地域であり、景観形成のために緑地の整備と緑化を行う必要性が特に高い地区）

（　　）②都市環境改善地区（クールアイランドや風の道の形成などによる都市のヒートアイランド現象の緩和、河川等と一体となったエコロジカルネットワークの形成など、都市環境の改善のために重点的に緑地の整備と緑化を行う必要性が特に高い地区）

（　　）③防災機能向上地区（避難地の面積が十分に確保できていない等防災上課題があり、緊急的に延焼防止帯等となる緑地の確保及び市街地の緑化を行う必要性が特に高い地区）

Ⅱ　中心市街地活性化広場公園整備事業　（　　） (*7)

商業地域面積	広場公園地区に占める商業地域及び近隣商業地域の割合	%
ha	中心市街地基本計画策定時期	年　月
近隣商業地域面積	地区に占める35DID区域の面積と割合	
ha	ha	%

Ⅰ、Ⅱの事業地区において整備を実施する都市公園等

公園等名	種別等 (*8)	面積(㎡)	公園等名	種別等 (*8)	面積(㎡)

事業箇所ごとに1枚作成すること。ただし、地区採択事業の場合は、地区ごとに1枚とする。

*1 「種別」の欄には、「街区公園」、「近隣公園」、「地区公園」、「特定地区公園」、「総合公園」、「運動公園」、「広域公園」、「レクリエーション都市」、「風致公園」、「墓園」、「緩衝緑地」、「都市緑地」、「緑道」のいずれかを記入。
地区交付事業の場合は、緑重1（緑化重点地区総合整備事業のうち①、②の要件に係るもの）、緑重2（緑化重点地区総合整備事業のうち③の要件に係るもの）、緑重3（中心市街地活性化広場公園整備事業）と記入。

*2 「交付対象事業」欄には、「A-1　都市公園」、「A-2　街区公園、近隣公園」、「A-3　都市緑地」、「A－4　特殊公園」、「B　防災公園」、「C　国家的事業関連公園、大規模公園、自然再生緑地」、「D　低炭素まちづくり公園」、「E　地域づくり拠点公園」、「F　CO2吸収源等となる都市公園の公園」のいずれかを記入。

*3 地区交付事業の場合は、地区面積を記入。（単位：ha）

*4 都市再生整備計画関連事業実施以前の供用済み面積を記載。地区交付事業の場合は、地区内で事業を行う都市公園に係る供用面積の合計を記入。（単位：ha）

*5 地区交付事業の場合は、記入不要。

*6 国が定める政策課題に対応する個別補助事業の対象となる都市公園である場合は、「防災公園」、「自然再生緑地」、「歴史・観光関連公園」、「イベント関連公園」、「大規模公園」のいずれかを記入。

*7 地区交付事業の場合、Ⅰ、Ⅱのどちらの要件に該当するか○を記入する。地区交付事業でない場合は、記入不要。

*8 緑化重点地区総合整備事業において、都市公園以外の公共公益施設の緑化を行う場合は、当該施設名称を記入。（小学校、市庁舎等）

その他：地区交付事業の設計図（平面図）は、都市再生整備計画関連事業で整備する都市公園全てについて添付すること。また設定した地区及び地区内の整備箇所（交付金、単独問わず）については、整備方針概要図の中に明示すること。

公園（都市公園：その2）

ふりがな 公園名又は地区名	くさなぎさんかくりょくち 草薙三角緑地

地域の抱える課題に対する当該公園又は地区の役割

目標2の『駅南口から静岡県立大学までの移動がしやすく歩きやすい環境づくり』において、当該緑地の入口、園路、休憩施設等を整備することにより、駅から県立大学までの回遊性向上に加え、緑地内を歩いて緑を楽しむ、ベンチ等で休憩するなどの緑地の普段利用や、イベント等による緑地の利活用の推進が図られる。

用地取得計画（㎡）

	交付期間以前	交付期間内取得面積	残面積	合計	備考
買収					
（内買い戻し）					
国公有地					
その他					
合計					

施設整備計画（交付金事業で実施するもの）（*1）

施設名	規模、構造・工法等	特記事項
園路		
ベンチその他の休養施設		

計画期間中の事業費（百万円）

費目		交付期間以前事業費	交付期間内事業費	残事業費	合計	備考
交付金事業費	設計費		6		6	
	用地費・補償費					
	施設費		18		18	
	計		24		24	
単独事業費	設計費					
	用地費・補償費					
	施設費					
	計					
合計	設計費		6		6	
	用地費・補償費					
	施設費		18		18	
	計		24		24	
供用予定面積(㎡)		2,500			2,500	

事業箇所ごとに1枚作成すること。ただし、地区交付事業の場合は、地区ごとに1枚とする。

*1 「施設名」の欄には、都市公園法第2条及び施行令第5条に定められている公園施設の分類で記入。
地区交付事業の場合は、「施設名」に都市公園等の名称、「規模、構造・工法等」に種別及び面積（㎡）、「特記事項」に整備内容（主要施設）を記入する。

*2 青色で着色してあるセルは自動計算されるので入力しないこと。

三角緑地リニューアル事業 〔道路・公園〕

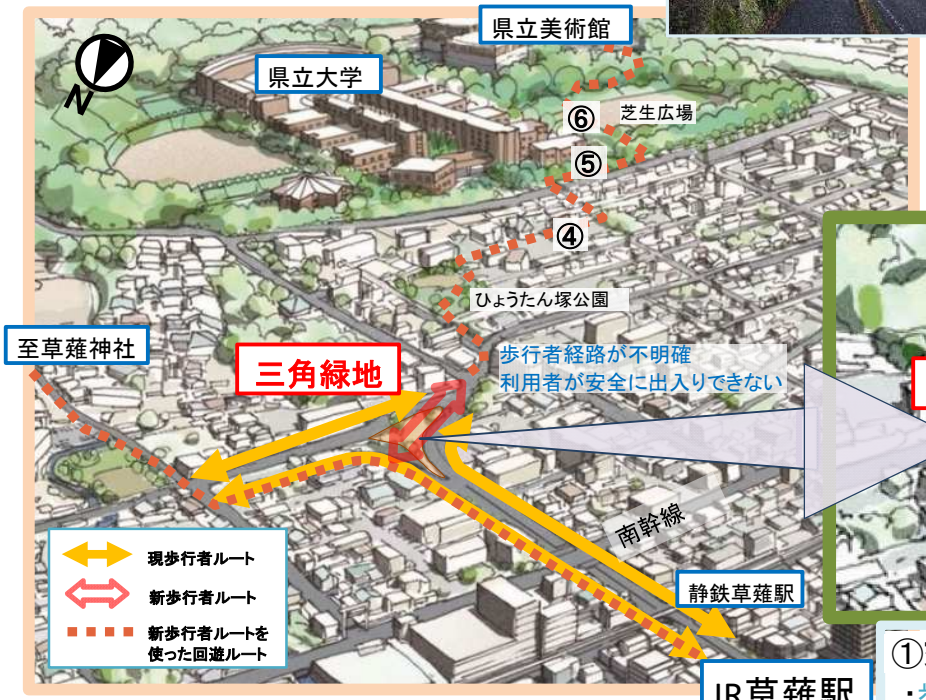

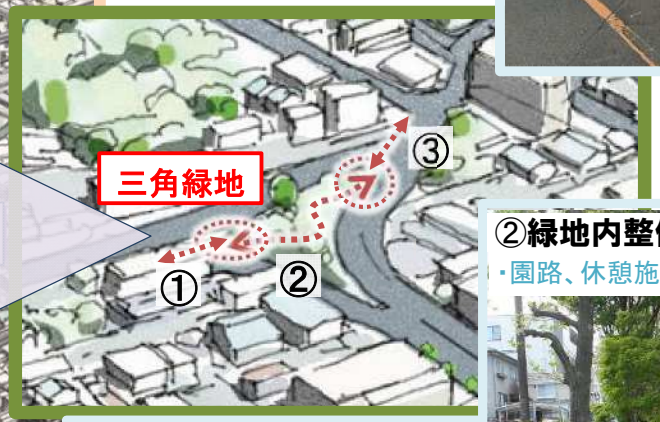

③交差点改良（西側）

・歩行者横断路の明確化
・緑地の出入口整備

②緑地内整備

・園路、休憩施設、植栽等整備

①交差点改良（東側）

・歩行者横断路の明確化
・緑地の出入口整備

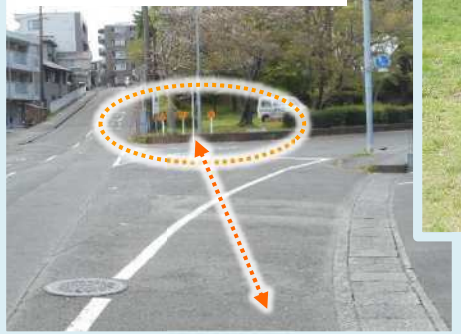

- R9 ：計画・測量〔道路・公園〕
- R10 ：実施設計〔道路・公園〕
- R11 ：整備工事
  - 公園工事 〔公園〕
  - 交差点改良 〔道路〕

高質空間形成施設

単位:百万円

交付対象施設	施設名 (路線名等)	事業主体	規模 (箇所数、延長等)	概要 (整備内容等)	交付期間内 事業費	交付期間内事業費内訳			備考
						設計費	用地費・補償費	施設整備費	
緑化施設等(植栽・緑化施設、せせらぎ・カスケード、カラー舗装・石畳、照明施設、ストリートファニチャー・モニュメント、給電・給排水施設、土塁、堀跡等)									
電線類地下埋設施設									
電柱電線類移設									
地域冷暖房施設							―	―	
歩行支援施設、障害者誘導施設等	南口メインストリート整備事業	静岡市	L=170m	歩道整備	305			305	まちなかウォーカブル推進事業
公共公益施設と一体的に整備する情報化基盤施設									
合計	―	―	―						

・「事業主体」欄には、事業の施行者を記入。(間接交付の場合は、交付金事業者ではなく、「第三セクター」等の施行者を記入。)
・「電線類地下埋設施設」は、備考欄に地中化の方式(自治体管路等)を記入。
・「緑化施設等」及び「電線類地下埋設」について、道路区域内で整備する場合は、備考欄に道路の都市計画決定の有無、道路の改築を伴うか否かを記入。
・「緑化施設等」について、施設名欄、概要欄に整備内容を具体的に記入。
・「電柱電線類移設」を実施する場合には、歴史的風致維持向上計画の当該事業が記載されている箇所及び都市再生整備計画の区域と歴史的風致維持向上計画の重点区域が重複する部分が、いずれかの区域の概ね3分の2以上であることがわかる図面を添付してください。
・「緑化施設等」の土塁・堀跡について、次の3点がわかる内容の記入や資料の添付してください。
①文化財保護法第109条第1項の規定に基づく指定を受けた史跡でないこと。
②歴史まちづくり法第5条第8項の規定に基づく認定を受けた歴史的風致維持向上計画に位置付けられていること
③都市再生整備計画の区域と歴史的風致維持向上計画の重点区域の区域が重複する部分が、いずれかの区域の概ね2/3以上であること

南口メインストリート整備事業

〔道路・高質空間形成施設〕

【南口メインストリート整備事業】

・商店街の歩道空間を活用したおもてなし空間づくり

・地域住民や学生等の居場所づくり

≪規模・事業内容 L＝170m

第3期計画（R2～R6）

・R5 ：道路・電線共同溝詳細設計完了（第1、第2工区）

・R6 ：第1工区電線共同溝支障移転完了

第4期計画（R7～R11）

・R7 ：第1工区電線共同溝整備完了〔道路〕

・R8 ：第1工区歩道整備工事〔高質空間形成施設〕

：静鉄横断部電線共同溝設計〔道路〕

〔R9～第1工区おもてなし空間づくり（休憩施設、芝など）〕

・R9 ：第2工区既設構造物撤去〔道路〕

・R10：第2工区電線共同溝完了〔道路〕

：静鉄横断部電線共同溝工事〔道路〕

・R11：第2工区歩道整備工事〔高質空間形成施設〕

〔R12～第2工区おもてなし空間づくり（休憩施設、芝など）〕

現 況

整備後

【整備概要】

○無電柱化

○街路樹（高木 ⇒ 中木）

○幅員構成変更

（車道9m＋歩道5.5m×2

⇒ 車道7m＋歩道6.5m×2）

■南口メインストリート整備イメージ

滞在環境整備事業

単位:百万円

項目	施設名／調査内容	事業主体	概要 （箇所数、規模等）	交付期間内事業費	交付期間内事業費内訳			備考
					設計費	用地費・補償費	施設整備費	
滞在環境の向上に資する環境整備（トイレ、倉庫、トランジットモール化に必要な施設等）								
滞在環境整備に関する調査等（社会実験、コーディネート等）	新幹線高架下活用事業	静岡市	にぎわいを創出するための社会実験の実施及び施設整備	20	8.4		11.6	まちなかウォーカブル推進事業
滞在者等の滞在及び交流を促進することを目的とした施設								
シェアモビリティの設備整備（ポート、ポートのゲート、精算機及び登録機等）						－	－	
合計	－	－	－					

新幹線高架下活用事業

〔滞在環境整備事業〕

【事業概要】
草薙駅北口エリアの活性化を図るため、JR東海・草薙カルテッド（都市再生推進法人）・静岡市の3者で、高架下空間の使い方の検討と継続的に活用するための仕組みづくりを行い、高架下空間を北口エリアのまちづくりの拠点とする。

【新幹線高架下活用事業】
・駅直近の高架下におけるフレキシブルな活用展開

■新幹線高架下の活用イメージ

≪活用例≫
○交流・滞在空間（ﾍﾞﾝﾁ、ﾃｰﾌﾞﾙ、店舗など）
○子供の遊び場（遊具、ﾐﾆﾎﾞｳﾘﾝｸﾞなど）
○ドッグラン

① 社会実験　R7
高架下空間の使い方の検証や情報発信のため草薙カルテッド及び民間事業者による空間活用の社会実験を行う。合わせて、本格実施に向けた利用方針案の検討、実施体制や仕組みづくりを行う。
（イベントの開催、事業者のコーディネート、滞在環境向上施設の検討）

② 施設整備　R8
滞在環境の向上に必要な施設を整備する。公的な施設を静岡市が負担。民間事業として実施する場合は民間事業者にて負担。
公的な施設：多様な人材が交流・滞在する空間（広場・オープンスペース、ファニチャー、Wi-Fi環境）、倉庫、トイレ等

R6	R7	R8	R9～
プレイベント	社会実験	施設整備	運営
	（8,400）	（11,600）	（推進法人）
使い方の検証 →		施設整備 →	施設運営

令和7年度実施内容　社会実験
様々な使い方の検証、アンケート調査、情報発信、体制・仕組みの検討
【経費】イベント実施経費、情報発信・アンケート調査、倉庫設置
【委託先】都市再生推進法人 草薙カルテッド

都市再生整備計画　事業事前評価シート

計画の名称：草薙駅周辺地区(第4期)　　事業主体名：静岡市

	チェック欄
Ⅰ．目標の妥当性	
①都市再生基本方針との適合等	
1）まちづくりの目標が都市再生基本方針と適合している。	○
2）上位計画等と整合性が確保されている。	○
②地域の課題への対応	
1）地域の課題を踏まえてまちづくりの目標が設定されている。	○
2）まちづくりの必要性という観点から地区の位置づけが高い	○
Ⅱ．計画の効果・効率性	
③目標と事業内容の整合性等	
1）目標と指標・数値目標の整合性が確保されている。	○
2）指標・数値目標と事業内容の整合性が確保されている。	○
3）目標及び事業内容と計画区域との整合性が確保されている。	○
4）指標・数値目標が市民にとって分かりやすいものとなっている。	○
5）地域資源の活用はハードとソフトの連携等を図る計画である。	○
④事業の効果	
1）十分な事業効果が確認されている。	○
2）事業連携等による相乗効果・波及効果が得られるものとなっている。	○
Ⅲ．計画の実現可能性	
⑤地元の熱意	
1）まちづくりに向けた機運がある。	○
2）住民・民間事業者等と協力して計画を策定している。	○
3）継続的なまちづくりの展開が見込まれる。	○
⑥円滑な事業執行の環境	
1）計画の具体性など、事業の熟度が高い。	○
2）交付期間中の計画管理（モニタリング）を実施する予定である。	○
3）計画について住民等との間で合意が形成されている。	○

施行地区要件確認シート

活用する事業	都市構造再編集中支援事業

都市構造再編集中支援事業を活用する場合		
確認事項	チェック	記載事項等
1）立地適正化計画（都市機能誘導区域・居住誘導区域ともに設定）が策定されているか。	○	公表時期：平成29年３月（都市機能誘導区域） 平成31年３月（居住誘導区域）
2）都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画に都市計画区域外の地域生活拠点の位置付けがあるか。 ※地域生活拠点で事業を実施する場合のみ。		
3）地域生活拠点は、都市機能誘導区域を含む立地適正化計画を有する市町村（基幹市町村）の都市機能誘導区域から公共交通により概ね30分で到達できる区域か。 ※地域生活拠点で事業を実施する場合のみ。		
4）都市再生整備計画に基づき実施される事業等が立地適正化計画の目標に適合しているか。	○	
5）居住誘導区域を定めない区域を規定する法第81条第19項に反して居住誘導区域を定めていないか。	○	
6）原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域を規定する都市計画運用指針に反して居住誘導区域を定めていないか。	○	
7）市街化調整区域で都市計画法第34条第11号に基づく条例の区域を図面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用が行われていないか。	○	
8）事業実施区域が交付要綱第2条の3に定める区域と適合しているか。	○	

施行地区要件確認シート

活用する事業	まちなかウォーカブル推進事業	支援型	コンパクトシティ支援型

まちなかウォーカブル推進事業（社会資本整備総合交付金）を活用する場合		
確認事項	チェック	記載事項等
①コンパクトシティ支援型		
1）以下のいずれかの市町村に該当するか。*（①or②の該当する項目に「○」）*		
① 立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表しており、 原則として5年経過するまでに、計画を作成することが確実か。	○	公表時期：平成29年3月（都市機能誘導区域） 平成31年3月（居住誘導区域）
② 立地適正化計画によらない持続可能な都市づくりを進めている市町村か。 i) 市街化区域内の人口密度が40人/ha以上あり、当該人口密度が統計 上今後も概ね維持される		
2）以下のいずれかの区域に定められているものであるか。*（①～③の該当する項目に「○」）*		
①市街化区域又は区域区分が定められていない都市計画区域において設定される用途地域内のうち以下のいずれかに該当する区域であるか。 ・鉄道・地下鉄駅※から半径1kmの範囲内 ・バス・軌道の停留所・停車場※から半径500mの範囲内 ※ピーク時運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。	○	JR東海道線草薙駅から半径1kmの範囲内
②市街化区域等内のうち、直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区（今後、国勢調査の結果に基づく人口集中地区に含まれると見込まれる区域を含む。）であり、デマンド交通等の公共交通による利便性確保を図る区域 ・拠点となる施設から半径500mの範囲内		○○施設、○○施設から半径500mの範囲内
③市町村の都市計画に関する基本的な方針等の計画において、都市機能や居住を誘導する方針を定めている区域。		
②観光等地域資源活用支援型		
1）以下のいずれかに関する計画があるか。*（①～④の該当する項目に「○」）*		
①歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画 ②観光圏整備法に基づく観光圏整備実施計画 ③文化観光推進法に基づく文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に関する計画 ④その他（　　）		○○に基づく○○観光圏整備計画
2）都市再生整備計画において当該市町村における都市のコンパクト化の方針が記載されており、当該区域の整備が都市のコンパクト化と齟齬がないと認められる区域であるか。（市街化区域等を除く）		
③地域生活拠点支援型		
1）都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画を有する市町村（基幹市町村）の都市機能誘導区域から公共交通により概ね30分で到達できる地区か。		
2）以下のいずれかの地区に該当するか。*（①or②の該当する項目に「○」）*		
①基幹市町村及び都市計画区域を有しない市町村（連携市町村）が共同して作成した広域的な立地適正化の方針において、連携市町村における拠 ②基幹市町村及び連携市町村が共同して作成した広域的な立地適正化の方針と整合した、連携市町村による市町村管理構想又は地域管理構想		